

第 7 6 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録
(決算特別委員会)

平成 29 年 8 月 25 日 開 会
平成 29 年 9 月 5 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 7 6 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号（8月25日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○臨時委員長紹介	2
○開会及び開議の宣告	2
○委員長の互選	2
○副委員長の互選	3
○散会の宣告	4

第 2 号（9月4日）

○出席委員	5
○欠席委員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開議の宣告	7
○代表監査委員の審査意見報告	7
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○散会の宣告	55

第 3 号（9月5日）

○出席委員	57
○欠席委員	57
○説明のため出席した者の職氏名	57

○職務のため出席した者の職氏名	5 7
○開議の宣告	5 9
○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第 7 1 号から議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 7 5 号から議案第 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○閉会の宣告	1 0 8
○署名	1 1 1

平成 2 9 年 8 月 2 5 日（金曜日）

第 7 6 回南部町議会 決算特別委員会会議録
(第 1 号)

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成29年8月25日（金）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名（なし）

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次	長	夏坂由美子
総括主査	留目成人			

◎臨時委員長紹介

○事務局長（中里 司君） 本委員会は、先ほどの本会議において設置され、初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によって、会場内の年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

年長の工藤幸子委員をご紹介いたします。工藤幸子委員は委員長席にお願いします。

（臨時委員長 工藤幸子君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまでの間、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤幸子君） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時37分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（工藤幸子君） 異議なしと認めます。

互選方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員の私から、指名することにしたいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

年長委員の私から、指名することに決定しました。

委員長に工藤正孝君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました工藤正孝君を委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

工藤正孝君が決算特別委員会委員長に当選されました。

委員長が互選されましたので、委員長と交代します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(工藤正孝君 委員長席に着く)

○委員長(工藤正孝君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま、決算特別委員会の委員長にご推挙いただきました。

誠に光荣でありますとともに、審査に当たりましては、委員各位のご協力をいただきまして、円滑かつ効率的な委員会運営を図っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長(工藤正孝君) これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

互選方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、委員長の私から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

委員長の私から指名することに決定しました。

副委員長に沼畑俊一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました沼畑俊一君を決算特別委員会副委員長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

沼畑俊一君が決算特別委員会副委員長に当選されました。

これで、副委員長の互選を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(工藤正孝君) お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

なお、本委員会は9月4日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。ご協力、ありがとうございました。

(午前10時42分)

平成 2 8 年 9 月 4 日（月曜日）

第 7 6 回南部町議会 決算特別委員会会議録
（第 2 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成29年9月4日（月）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	金野貢君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	久保田敏彦君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐々木大君
老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君	市場長	中野弘美君
教育長	高橋力也君	学務課長	中村貞雄君
社会教育課長	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	松橋悟君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 司 次 長 夏坂 由美子

人 成 目 留 査 主 括 総

◎開議の宣告

○委員長（工藤正孝君） 会議の前にお知らせいたします。本日と明日の本委員会を課長補佐等の職員が傍聴席において傍聴されますので、お知らせいたします。

これより決算特別委員会を再開します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（工藤正孝君） 本委員会に付託されました案件は、議案第63号から議案第80号までの平成28年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件であります。

◎代表監査委員の審査意見報告

○委員長（工藤正孝君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。代表監査委員、山口裕貢君。

（代表監査委員 山口裕貢君 登壇）

○代表監査委員（山口裕貢君） 平成28年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査の対象は、平成28年4月から平成29年3月までの各会計の決算であります。

審査は、平成29年7月28日・31日、8月2日・3日の4日間、実施いたしました。

審査にあたりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

それでは、決算特別委員会の審査にあたり、決算の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は、歳入総額107億4,059万1,119円、歳出総額103億9,627万4,757円で、歳入歳出差引額

は3億4,431万6,362円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が111万9,000円であり、実質収支額は3億4,319万7,362円となり、そのうち減債基金へ300万円、財政調整基金へ2億4,000万円積み立てをしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、住宅使用料、保育料が特に多く、自主財源の根幹をなす収入確保は最優先課題であります。さらにこのことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど、滞納の解消に向けて、未納者の状況の把握を徹底し、より実効性のある債権回収策を講ずるとともに、納税者の理解と協力を得ながら、収納率向上を図り、未納金発生の防止及び早期回収に鋭意努力されることを望みます。

また、不納欠損についても、安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。歳出は、決算額と予算額の比較差が5億928万4,243円ありますが、翌年度繰越額2億4,383万2,000円を除いた実質の不用額は、2億6,545万2,243円であり、実質の予算執行率は95.33%となっております。

基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成28年度末の現在高は、27年度末に比較して5億4,718万1,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、平成28年度各特別会計の歳入総額は104億5,412万5,356円、歳出総額は102億4,371万5,918円で、歳入歳出差引総額は2億1,040万9,438円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。

また、南部町病院事業会計につきましては、収益的収支において2億5,063万2,507円の純損失となっておりますが、これは旧病院の解体工事費及び旧病院の資産減耗費に伴う特別損失が増加したことによるもので、全体的な経営においては健全化が図られ、適正に予算執行されております。なお、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業の各会計の収入未済額については、引き続き電話や文書での催告などを強化し、徴収計画を再吟味するなど、収入未済の縮減に努められ、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果であります。審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度においても、全般的に緊縮財政にもかかわらず、経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営にあたっては費用対効果を念頭におき、さらなる合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスのなお一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成28年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 議案第63号、平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（小山万紀子君） おはようございます。

それでは、平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、お手元に配布しておりますA4版の2枚つづりの資料によりその概要をご説明申し上げます。

まず、最初に、表紙の次の歳入をご覧ください。

最初に一番下の欄、歳入合計額でございますが、予算現額109億555万9,000円、調定額111億3,773万6,098円に対しまして、収入済額107億4,059万1,119円、不納欠損額は1,821万8,775円、収入未済額は3億7,892万6,204円であり、予算現額に対し収入済額との比較では1億6,496万7,881円の減となり、歳入全体の執行率は98.49%となりました。

また、前年度との比較増減でございますが、主に大きなものとして、地方交付税、町債などの減によりまして、歳入全体で2.89%の減となっております。

それでは、歳入の主な項目についてご説明いたします。

1款、町税でございます。予算現額15億1,707万3,000円、収入済額15億8,708万3,388円となり、その内訳は、町税町民税5億7,651万1,683円、固定資産税8億4,690万936円、軽自動車税6,159万4,996円、市町村たばこ税1億207万5,773円であり、町税全体の不納欠損額は、1,647万3,580円で、収入未済額は、町税、固定資産税、軽自動車税で総額9,569万4,864円でございます。

次に、6款、地方消費税交付金でございますが、予算現額共に2億8,302万5,000円で予算現額に対し執行率は100.00%です。前年度と比較し3,636万7,000円の減となっておりますが、主に一般財源と社会保障財源の減によるものでございます。

次に、9款、地方交付税でございますが、予算現額、収入済額共に54億5,290万7,000円で、前年度と比較いたしまして3億1,377万6,000円の減となっております。主に大きく普通交付税によるものでございます。

次に、11款、分担金及び負担金でございますが、予算現額7,095万9,000円、収入済額6,981万3,160円で、主なものは児童福祉費負担金です。収入未済額887万4,500円及び不納欠損額150万4,405円は、主に保育所保育料であり、予算額に対し執行率は98.39%となっております。前年度と比較して2,018万894円の減であり、主に児童福祉費負担金の減によるものでございます。

次に、12款、使用料及び手数料でございますが、予算現額1億1,289万5,000円、収入済額1億1,539万7,837円となり、主なものは、使用料では総務使用料、衛生使用料、土木使用料、手数料では総務手数料となっております。収入未済額の2,527万7,640円は、主に町営住宅使用料であり、不納欠損額24万790円は排水施設使用料の滞納繰越分となっております。

次に13款、国庫支出金でございますが、予算現額12億3,096万5,000円、収入済額11億2,748万4,988円で、主なものは社会福祉費負担金、児童福祉費負担金、臨時福祉給付金等給付事業補助金などがございます。収入未済額の8,971万3,000円は、社会保障・税番号制度システム整備化事業費の個人番号カード交付事業分、道路新設改良事業費、学校施設環境改善交付金事業などにより、翌年度へ繰り越しとなり、予算現額に対し執行率は91.59%となっております。前年度と比較し2億3,213万3,556円の増となり、主に臨時福祉給付金給付事業の高齢者等経済対策分の補助金によるものでございます。

次に、14款、県支出金でございますが、予算現額6億1,744万3,000円、収入済額は6億26万1,949円、主なものは民生費県負担金、農林水産業費県補助金などで、予算現額に対し執行率は97.22%となっております。前年度と比較し3,889万2,836円の増となり、主に児童福祉費負担金によるものでございます。

次に、19款、諸収入でございますが、予算現額1億4,365万3,000円、収入済額1億7,394万916円となり、主なものは教育費貸付金収入及び雑入の各種助成金などで、収入未済額の636万6,200円は、奨学資金貸付金でございます。前年度と比較し2,092万2,105円の減となり、主に国道等改良に伴う移転補償費によるものでございます。

次に、20款、町債でございますが、予算現額8億9,894万9,000円、収入済額7億4,594万9,000円となり、主なものは臨時財政対策債、過疎地域自立促進特別事業債、学校施設整備事業債などで、収入未済額の1億5,300万円は、町道整備事業債、学校施設整備事業債で翌年度へ繰り越しとなり、予算現額に対し執行率は82.98%となっております。前年度と比較し2億965万1,000円の減

となり、主に合併事業債、臨時財政対策債などによるものでございます。

また、収入済額との構成比率を見ますと、9款、地方交付税の50.77%と歳入全体の半分を占めており、続いて1款、町税14.78%、13款、国庫支出金10.50%、20款、町債6.94%となっております。

続きまして、次の歳出をお開きください。1番下の欄の歳出合計額ですが、予算現額109億555万9,000円に対しまして、支出済額103億9,627万4,757円で、翌年度への繰越額は2億4,383万2,000円、不用額は2億6,545万2,243円です。

予算現額と支出済額との比較では5億928万4,243円の減となり、歳出全体の執行率は95.33%となっております。前年度との比較でございますが、総務費の公共施設整備基金費、選挙費、公債費などにより歳出全体で2.81%の減となっております。

実質収支に関しましては欄外となりますが、下段の①の歳入歳出差引残額は3億4,431万6,362円、このうち②の111万9,000円が繰越明許費充当一般財源繰越額として翌年度へ繰り越しになるため、③の実質収支額は3億4,319万7,362円となり、このうち、④の財政調整基金へ2億4,000万円、減債基金へ300万円、合わせて2億4,300万円を積立しております。以上により、翌年度への実質の繰越額は⑤の1億19万7,362円でございます。

それでは、歳出で主なもの及び翌年度への繰越額のある項目などについて、ご説明申し上げます。

2款、総務費でございますが、予算現額18億2,061万6,000円、支出済額17億6,634万4,526円で主なものは、財産管理費、情報化推進費、減債基金費、地域振興基金費です。翌年度の繰越額は、社会保障税番号制度システム整備費の個人番号カード交付事業の150万6,000円となっております。不用額は5,276万5,474円となり予算現額に対し執行率は97.02%となっております。前年度と比較し5億5,457万9,257円の減となり、主に公共施設整備費によるものでございます。

次に、3款、民生費でございますが、予算現額30億753万5,000円に対し、支出済額29億4,493万8,583円で、主なものとして障害者福祉費、臨時福祉給付金交付事業費、児童福祉費でございます。不用額は6,259万6,417円となり、予算現額に対し執行率は97.92%となっております。前年度と比較し3億8,565万5,609円の増となり、主に臨時福祉給付金交付事業、保育所費などによるものでございます。

次に、4款、衛生費でございますが、予算現額8億3,503万5,000円に対しまして、支出済額8億1,986万2,677円で、主なものとして病院費、健康対策費の各種健診委託料、環境事務組合費などです。不用額は1,517万2,323円となり、予算現額に対し執行率は98.18%となっております。

前年度と比較し1億485万293円の増となり、主に病院費の旧病院解体分によるものです。

次に、6款、農林水産業費でございますが、予算現額6億3,447万8,000円に対し、支出済額6億917万6,657円で、主なものは農業振興費の負担金等と農村整備費の負担金などです。不用額は2,530万1,343円となり、予算現額に対し執行率は96.01%となっております。前年度と比較し1,341万8,398円の減となり、主に農村整備費によるものでございます。

次に、8款、土木費でございますが、予算現額7億6,526万6,000円に対し、支出済額6億9,968万2,170円で、主なものは、道路橋りょう維持費、道路橋りょう新設改良費、住宅建設費などです。なお、翌年度繰越額は、道路橋りょう新設改良費2,900万円です。不用額は3,658万3,830円となり、予算現額に対し執行率は91.43%となっております。前年度と比較し3,428万2,452円の増となり、主に、道路橋りょう維持費によるものでございます。

次に、10款、教育費でございますが、予算現額13億291万7,000円に対し、支出済額は10億5,294万3,626円で主なものは、学校管理費、文化財保護費です。翌年度繰越額は、福地中学校施設改修工事、測量設計監理業務で2億1,332万6,000円となっております。不用額は3,664万7,374円となり、予算現額に対し執行率は80.81%となっております。前年度と比較し1億3,656万5,525円の増となり、主なものに教育総務費及び文化財保護費などによるものです。

最後に、12款、公債費でございますが、予算現額16億3,799万4,000円に対し、支出済額は16億3,447万6,317円となり、予算現額に対し執行率は99.79%となっております。前年度と比較し3億7,183万7,198円の減となり、元金の減によるものでございます。

また、財産に関する調書につきましては、別冊でご配布の平成28年度南部町決算書の147ページから152に掲載しております。

なお、決算書の各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。

以上で一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑ですが、歳入は一括で行います。歳出は、1款から11款までは各款ごとに、12款と13款は一括で行います。

はじめに、決算書の10ページから41ページまでの歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中舘文雄君。

○9番（中館文雄君） 歳入の11ページに関わることでお聞きします。

まず、最初に聞くのは、1款、1目、1項、2節に滞納繰越金の項目があります。これは、前年度の繰越額と我々が報告を受けた中から調整額として100万円以上の数字がここで調整されておりますけれども、この調整は法律上で処理されたものか、また別な何か理由があって調整されたのか、これがまず第1点です。

それから、今年度は今までと違って、不納欠損額が去年から比べると倍以上です。去年は800万くらいでしたが、ことしは1,600万という不納欠損額が発生しています。

監査員からも指摘があっておりましたけれども、収入未済額は減っていますけれども、これはあくまでも不納欠損額として処理した金額が大きいということで、ここに現れたんだろうと思います。

その中で、ここで不納欠損額、単純に計算しますとこれは、23年度の当年度分の現年度分の不納欠損額が対象になったものなのかどうか。これも合わせて、まず、それを先にお聞きします。

これは、全体に対してです。町税全体についてです。1個、1個、町税全体に対してこういう処理がされていますけれども、それに対しての答弁を求めます。

○委員長（工藤正孝君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは中館議員にお答え申し上げます。まず、滞納繰越金について差異があるというご指摘でございます。

1款、1項、1目の2節、滞納繰越分、これが、調定額が3,528万3,761円となっております。28年度の決算書ではですね。

それで、ご指摘のありました27年度の個人町民税の現年度課税分と滞納繰越分を合わせました繰越額、これが3,633万6,081円となりまして、ご指摘のありましたとおり105万2,320円の減となっております、この違いでございます。これが、滞納繰越分につきましては3月31日をもって出納閉鎖を行います。普通の会計のように5月31日まで出納整理という概念がないものですから、ここで滞納繰越分の収納がいったん切れてしまいます。

そのため、県税とのやり取りがこの町民税というのはございます。概ね6対4の割合で町民税と県税になるものですから、それらの県税とのやり取りを4月、5月の間に行う。その関係で県に払った分の調定額が減になるという仕組みがございまして、ここは毎年、中館議員からご指摘がございしますが、このようなことがありまして、必ず違いが出るということとはご理解いただき

いと思います。

この分につきましては間違いなく県税とのやり取りで発生した105万2,320円であるのご報告申し上げます。

それから、不納欠損が倍増しているということで、まったくご指摘のとおりでございます。その理由についてご説明申し上げます。

まず、滞納処分は滞納整理機構ですとか県税部と徴収の移管を行うなどしまして、各種連携を行いながら徴収を進めております。

その中で県の方から指摘が昨年度受けております。「5年を経過した滞納に関しまして、時効の延長を証明することができる書面がない場合は、滞納者から時効の援用を行った際にそれに対抗できない」という指摘がございました。このような指摘を受けまして、昨年度中に全ての滞納者の記録を調査、精査いたしました。

その結果、地方税法第18条の規定、いわゆる「5年の時効」の項目でございます。これに該当し、すでに時効が成立していると認められるものを不納欠損処分したものでございます。

それで、「欠損したのは23年度分か」というご指摘でございましたが、今説明しましたようにもっとも古い滞納は平成9年の滞納額まで遡って不納欠損をしているという状況でございます。

ちなみに、税目ごとというご指摘がございましたのでお知らせいたします。町民税につきましては25人分。平成9年度から平成23年度までを329万4,380円不納欠損しております。

次に法人町民税につきましては4社分。これは平成23年度分のみでございます。20万4,100円不納欠損処分しております。

固定資産税につきましては77人分。年度でございますが、平成10年度から平成23年度まで、金額にして1,274万5,300円。

軽自動車につきましては23人分。平成20年度から平成23年度まで、金額で22万9,800円という処分をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。中舘君。

○9番（中舘文雄君） 内容はわかりました。私はただ23年度単年度ですととんでもない不納欠損を起こしたものだと思っていたものですから。というのは、例えば固定資産税であれば23年度分未収額と発表した数字の6割くらいが不納欠損額で落ちたことになっていたものですから

今、こういう質問をしました。

今の説明で9年からということですから、それはもう、過去にやるべきことをやっていなかったというのがここにきて大きく出たと思いますけれども、この辺はわかりました。

ですから、その辺が私、ちょっと今までの処理の仕方に「なんでそこまでやらなかったのか」という疑問があったんですよ。急にここにきて、課長が代わって改めて新鮮な気持ちでやったのかもしれないけれども。ちょっとこの辺があまりにも金額が大きすぎたものですから。私は23年度を対比しながら計算していたんですよ。23年度分が――。例えば、個人町民税であれば3割以上不納欠損という処理になるという計算になりますからですね。「これであれば5年待っていればもう払わなくてもいい」という町民が出てくれば大変なことになると思ったものですから、この辺を改めて質問しました。

それでただ、未収額がここまで発生しているなかで、後で収支報告書を見ましたら、納税組合の果たしてる役割はどの程度あるかはちょっと私はそこまで調査していませんから、わかりません。私も過去には納税組合長やって、何しろ「完納しろ、完納しろ」ということで組合員にやった経緯があるものですから。ただ、報告書の中で28年度はですね、組合が完納した比率が4割位しかないんですよ。組合を通じて完納率が44%という数字が報告書の中に説明がありました。

これは、過去こう私が議員になってからの中でも一番低いんですよ。納税組合の完納率がですね。これはただ、予算、支出の方でも関連しますけれども、予算使ったのは組合対策費みたいな九十何万。それから奨励金は九百何万。約1,000万使っています。それで、組合に対してはよく「指導を徹底しました」という文書は書かれていました。

ただ、その中でこれだけ完納率が低くなるっていうことは、やっぱりそこに指導の仕方の問題があったのか。その辺について、組合員を通じてこの収納にどれだけ影響しているのか、いきなり課長になって「すぐ説明せ」って言っても難しいかもしれませんけれども。ただ私は、あまりにも組合に対する完納率の低さを見てびっくりしたんですよ。

前はこんなに低くなかったんです。過去何年間、私が議員になってから一番低い。28年度が完納率になっておりますけれども、この収入未済額に関わる場所ですね。その辺の関わりというのが、どの程度の影響を与えているものかお答え願いたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは納税組合に関してのご質問ということでございます。

今、ご指摘のありましたとおり、納期内納付。納期内に完納していただいた組合さんというのは、確かに44組合でございますが、全体的に見ますと納税組合さんに加入していただいている方の収納率というのはやっぱり高い状況でございます。99を超えるような数字となっております。

しからば、全体的に組合と組合以外の一般納付の方の状況はどうなっているのかということでございますが、国民健康保険税も加えた額ということでお知らせさせていただきます。

納税組合さんを通じまして徴収していただいた額というのが5億9,800万円、約という数字とさせていただきます。それから、納税組合さん以外で納付をした一般の納付の方というのが、16億3,800万ほどということで、比率にしますと納税組合さんの方が26.7%、一般の納税者の方が73.3%という状況でございます。これを比べますとやっぱり納税組合さんに加入していただいている方の方が多いという状況でございます。

90%を超えている納税組合さん98納税組合さん。99のうち90%を超えていただいている組合さんというのが98組合さんで、1つの組合さんだけが残念ながら90%に達しなかったという状況でございますので、確かに、この組合ができた当時はほとんどの組合さんが100%だったかもしれませんが、現状からいきますと組合さんに加入している方のほうの収納率といえますか。納付率の方が断然高いということは事実でございますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ございませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は17ページです。

最初に11款、分担金及び負担金の中の17ページの3節、児童福祉費負担金滞納繰越分です。

中館議員も色々と町税のことでも滞納繰越の不納欠損をやっていますけれども。ここに調定額で1,298万4,415円、収入済額346万9,960円。不納欠損額で150万4,405円。収入未済額801万50円ということで、多分、保育所、学童保育料の滞納繰越分の不納欠損だとは思いますが。

26年、27年とも決算額はゼロであって、ここに150万ちょっとのお金が出ているんですが、これはどういう理由で処理したのかと。

同じく14款、使用料及び手数料。17ページです。3の排水施設使用料滞納繰越分、調定額で62万3,210円、収入済額13万3,220円。不納欠損額で24万790円。収入未済額24万9,200円。これは排水施設の滞納繰越分だと思うのですが、同じく26年、27年はゼロであったと。

どういう処理の仕方をしたのかお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問。まず、17ページの上ですね。児童福祉費負担金滞納繰越分の不納欠損額150万4,405円の処理の中身ということでお答え申し上げます。

150万4,405円の内容でございますが、21件の処分をしてございます。そのうち、17件分につきましては、南部町から他の市町村に転出いたしまして、それでも催促等々してございますが、その後、催促しても連絡等々がつかないという状況が続まして、滞納処分したものでございます。

ちなみに、平成18年度、これは合併時です。合併年度が6件、次の19年度は2件、20年度が5件、21年度が4件、合わせて17件の転出等々による処分でございます。

それから、合併から現在まですでに滞納処分しなければならなかったんですが、合併前の3町村分を合わせまして、「どうしても調定額が合わない」「不明である」というのがございまして、これが4万4,180円不明です。件数もちょっと不明でした。額にして4万4,180円分を処分してございます。

それから、調定の誤りであろうと思われる額がこれもございまして、これも件数は不明でございまして、これが3万3,600円ございました。これが合併以来の転出とか不明な額の処分件数合わせまして19件です。

それから、先ほど合計で21件と申しましたが、残りの2件については、滞納者が生活保護世帯になったために、処分したものが2件ございます。

これが24年度分が1件、25年度分が1件でございます。合わせまして21件分。合計で150万4,405円を不納欠損処分したものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。（「排水施設の滞納繰越については」の声あり）建設課長。

○建設課長（川村正則君） 排水施設の滞納繰越分の不納欠損でございますけれども、これにつきましても、先ほど税務課長の方にありました。5年以上経過したものということで、これを最終的に調べまして、平成19年度から23年度分、団地排水施設使用料で9人、58件分、24万790円を不納欠損として28年度で初めて調べ上げて出したものです。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。8番、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数25ページの区分1節ですけれども保健衛生費補助金、この中の備考の欄に「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金」。金額は大したことはない14万1,000円なんです、これの内容というか、どういう意味合いでの補助金なのか。

そして、支出面ではどういう活かされ方しているのかその辺をちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今の八木田議員のご質問にお答え申し上げます。

25ページの国庫補助金の衛生費補助金14万1,000円の中身ということでございまして、これは、歳出の方に健診の費用ということで計上してございますが。

健診の中で、クーポン券というのがございます。その経費がこの事業の対象になるということで、14万1,000円が国から補助されているということでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） もう少し詳しく聞きたかったのですけれども。クーポン券というのはよく年代ごとに健診受けるとかそういう時に使われるものだったのでしょうか。ちょっと私わからなかったものですから。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

がん検診で年齢等々対象といたしましてクーポン券を交付している事業がございまして、それに該当する費用として補助金が交付されているものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 19ページ。これは毎年、決算の時には聞いていましたけれども、使用料のところで、土木使用料、住宅に関わるところです。毎年、ここは増えています。減っていることはありません。

昨年は2,200万総額であったあったということで、ことしは2,400万ということで、その都度、課長からは「何とか対策します」という答弁を得ながら一つときてますけれども。これは、ずっと続けていると滞納繰越金がですね。これに対して取り組み、新たにこの数字を得るための努力したことは何か今年度ですね、あったかどうかまず先にそれをお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 住宅使用料につきましては毎年増えているというご指摘を受けまして、28年度重点的に歩くようにとかく職員には指導いたしました。

しかしながら、使用料の方も28年度分増えているところですが、しかしながら、かなりの戸数を回って、滞納繰越分536万4,000円ということで、例年の倍は集めております。

また、昨年から引き続きことしも同じ職員がその住宅を担当していることから、自分が担当して入れた住宅の方を徹底的に調べまして、1カ月の督促及び3カ月以上溜めないように、とにかく確認して歩くということで、現在のところは2人ありましたけれども、1人の方は就職が決まって払っていると。

もう一人の方は、2カ月に一度ですが、それを払っている状況でありまして、そういうきちんとした、もっと更なる呼びかけというのをやっているということに力を入れておるところです。

ただし、住宅に入っている方々は低所得者の方々ですので、1カ月、2カ月、もう3カ月も溜めるとですね、その支払いもかなりままならないというような形ですが、それらに対してもっと積極的にいかなければならないというふうに考えて、そういうふうな取り組みをしながら、住宅の繰越の滞納等の処理にあたっている状況でございます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） これは、前々から滞納繰越の人数は把握しているんですか。これ。はっきり。何の誰という個人名まで把握している数字ですか。さっき他の町税その他で大分遡って処理したってというような話あったんですけども、その辺に該当するような方はいない。現存して、今ここにいる方々、この特に滞納繰越金の方ですね。現年度分は当然、今入っている方だろうと思いますけれども、これは、誰々っていうのはわかっている。

この滞納繰越金の中に、ちゃんと把握している、全て把握しているかどうかまず、お聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 滞納繰越分についての名簿は全て把握しております。

その中で、団地を出ている方が5名ほどいるというのも名簿とかで確認をしてあります。

ここに滞納した分の人たちの名前とその金額というのは全て把握しておりますので、それらをもとに集めて歩くというような形はとっております。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、今の体制で今の状況であればもう、精一杯のことをやってもこれ以上のことはなしえないという判断ですか。最後にお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 努力というのが足りないというご指摘ですので、十分、職員で協力をしながら、もっと積極的にこれらの使用料の集めには努力していきたいというふうには常に考えているところであります。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は19ページです。ちょっと私勉強不足かもしれませんが、この墓地使用料の事なんですけれども。

予算額では111万2,000円程となっているんですけれども、ここの5番に収入未済額1万5,390円とあるんだけれども、墓地使用料を滞納繰越するっていうのはなかなかこういうのは珍しいと思うのだけれども、これはどういうことでそういうふうになっているのかちょっとわかりますか。

○委員長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） 西野議員の質問にお答えします。

墓地の使用料の件ですけれども、これは墓地の管理料です。1年間、3,240円、墓地の管理料を5年分未納の方が1人居りまして、それが1万5,930円というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時11分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 次に、歳出の質疑を行います。

まず、42、43ページの第1款、議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、42ページから67ページまでの、第2款総務費の質疑を行います。質疑ありませんか。

夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページ数は53ページの中段になります。工事請負費の中の施設改修工事730万2,560円これは、医師住宅の改修工事費だと思いますけれども、これがお試し住宅になったと思うんですが、利用状況をどんな具合になっているかお知らせください。

○委員長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

利用状況でございますけれども、現在のところ、1家族の方が東京の方から見えられまして、子どもさんと奥様の2人で見えられまして、約1週間ほど南部町に滞在しまして、郡内の主だった施設とかを見学したといえますか。雑誌の記者でございます。移住関連のちょっと大きめの雑誌会社なんですけれども、そちらの記者の方が見えられておりました。

今のところはその1件だけなんですけれども、紹介としましては、2家族の方が見えられまして、もう「ちょっと休みの間に今年度は取れないので来年度ぜひ、活用したい」ということでの返事はもらってございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 61ページです。13節、委託料、19節、負担金補助金ということで、そこにですね、2つ宅配事業というものが記載されておるのですけれども、それぞれ教えていただきたいと思います。

内容の方をよろしく願いいたします。

○委員長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 私の方で若干、ご説明いたします。

こちらは、国の創生交付金を活用しました事業でございます。こちらの委託料の方ですけれども、こちらは買い物宅配事業の人件費の部分ということになってございます。

19節の補助金の方ですけれども、「まごころ宅配事業」として1,273万6,000円こちらの方は、「おらんど館」の施設改修の部分が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課の方でございます商工の方からご説明させます。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 今、財政担当課長が話したとおり、買い物宅配事業というものにつきましては、まず、希望者の方々を募りまして、商店街、商工会の方では、また、商工会さんの方の事業者さんも登録しておりまして、まず、例えば登録した方が「私はこれがほしい」というのをカタログのようなメニューがありまして、それから選んで申し込めば、「まごころ買い物宅配事業」ということで、お店の方に仕入れに行きまして、それを仕入れて車でその方のところに持っていくというような事業でございます。

この「買い物宅配事業」も「まごころ宅配事業」も基本的に同じでございますけれども、これが施設の方の修理というか改修するものがございましたので、そのようなものをこの委託料と補助金で分けて支出しているということでございます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数は49ページ。13節、委託料のですね、PCB廃棄物処理業務で3,459万いくらかってあるんですけども、これ結構な金額になっているんですけども実態はどういう形で処理されている。処理の対象、役場だけなのかその個人も対象になっているのかその辺をちょっとお知らせいただければ。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） PCBの関係でございますが、かなりの額でございます。

このPCB、有害物質ということで、合併する前の3町村の施設から出たコンデンサーとかです、そういう有害物質これが国の方でも処理期限が定められております。

それについて、とりあえず1カ所、旧名川庁舎のコンクリートで囲ったものにカギをかけて保管しておりましたが、処理期間も迫ってくるということで、27年度に調査をいたしまして、28年度に、ここはどこにでも運べるというものではなくて、北海道です。受け入れ先が。

運搬の方もそういう関係の業者ということで、そのものを処理したということになります。

先般、二、三日前にこのPCB関係の担当課長会議の方もございまして、期限が迫っているので処理していないところの自治体は処理するようにという指導がありました。南部町については、全て処理済みということになります。

ただ、これからまた出るかもしれない場合は、また調査なり、運搬処理、中間施設の方に運搬するということになります。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ページ数は45ページ。ちょっと項目が何項目にもわたりますが、まず、質問いたします。

最初にふるさと納税、これは、収入の方でも1億以上の数字があったってということで報告ありましてわかります。

それでそれに関わる支出が各節にわたって支出がされて、約それが5,290万位支出されています。残った金額は4,700万ちょっとになると思いますけれども。これは今、新聞等でも話題になりましたけれども。

南部町でこの結果から何か改正、その他の必要性が検討しているかどうかですね。数字はわかります。支出したのはそれに係った数字はわかりますけれども。

今、大臣が相当、「無理な返礼品を準備するな」とか色んなことを言って、「大体この位の比率でやるべきだ」というのが出ていますけれども。南部町として、これだけの結果が出たなかで、改正するところがあるのかどうか。その検討を始めているか、「必要ない」と「このままいく」というその辺を一つ。

それからですね、もう一つは、47ページのこの文書広報に関わるかもしれませんが、報告書の中で、町広報委員会を立ち上げて検討しているという文章がまとめられていました。

ですから、その辺はどういう内容で、どういう活動を今後、予定しているのかまず、お聞きします。

それからですね、もう一つは、51ページの2款、1項、5目、13節で、この中で建築物定期調査業務ってのが12万9,600円支出されていますけれども。この調査業務は、どの範囲までをやっているという数字なのかですね。公共物全てをやっているのか。

ていうのは、私、学務課長いる席なんですけれど、名川中学校に行ったときに、建物の管理が不十分だと指摘しました。

もうちょっとちゃんとやらないと雨漏りが発生するような状態になっているということをやっていましたけれども。

このここでの建物調査っていうのは、どの程度のものを対象にしたのかお聞きします。

それからもう一つは、その下の15節で、工事請負費ここに雇用促進住宅に関わる項目が出てきました。ですからこれが、当局と言いますか、労働省の方かな、そちらから何か町に対して何かのアプローチがあってこういうものなのか。それとも、この全体のアプローチ状況というのがどういう相談か何かあっているのか、これもお聞きします。

それからもう一つ、6目の企画費の中の「地域おこし協力隊」この中で実際にですね、どういう活動を今現在、これだけ費用が出ていますけれど、されているのか。今後の予定、どういうこの協力隊というものについてどういうふうに考えているのかお聞きします。

それから最後に、55ページの9目の自治振興費の中で、私は昨年の本会議上だったと思いますけれども、町内会の安全チョッキについて質問しました。その時、建設課長から「行政会議で皆さんにお話しして、必要なところには貸し出します」という答弁をもらっています。ただ私確認しましたら、「なかった」という行政委員からはそいう話がなかったっていう話されたんで、この辺の実態はどうなっているのかお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ふるさと納税でございますけれども、1億を超えるふるさと納税がございました。

国の方も返礼品についての高額なもの等々の問題等がありまして、通知の方も文書の方、来ております。

当町の場合は、1万円に対して3割程度、3,000円ですね。ということで、当町の方は高額の

なものございません。特に、地元のリンゴとかニンニク等々でございますので、そういう返礼品についての国から求められる改善点というのは現時点ではございません。

今後の検討ということでございますけれども、当町は昨年度、28年度であれば、7,000程の自治体の中の大体、105番目位に位置した金額を集めておりますが、去年は出だし、12月「さとふる」ですか、ホームページの方で12月ちょうど時期的には年末でしたので、ちょうどタイミングも良かったということで、リンゴの関係で結構来ましたけれども、今年度以降もそのような形でとりあえずは進めていきたいと考えております。

あと、広報委員会でございますけれども、行政報告の中には金額の方はゼロ円ということで、内容でございますが、従来ですと広報の方は総務課の方担当でございますして、担当含めてやっていたわけでございますけれども、全庁的に横断的に特に若い職員を入れて、どのように改善していけばいいのかということを毎回、月1回設置しまして、改善する点等々、意見を出し合いながら会議を持っているということになります。

あと、定期検査でございますが、これは、通常の定期検査、建築法に絡めた定期でございますので、どうのこうのということではなく、どの施設も対象になるものについては、この定期検査をしております。

あと、雇用促進住宅の工事の方の関係ですけれども、これはですね、入口から入りまして歩道の入り口の方から入りまして一番右側の位置にありますが、ここはちょうど町で借りていた部分が少しございました。個人から借用しまして、舗装をかけておりましたが、雇用促進を閉鎖しておりますので、ここを舗装版をはぎ取って、路盤材を取りまして、黒土を客土して、原型復旧という形、畑に利用できるように工事しまして、借りていた方にお返ししたものでございます。

総務課からは以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 私の方からは、協力隊の事につきましてご説明させていただきます。協力隊の方2名雇用していたんですけれども、今現在は3年間の雇用期間が終わりまして、終わっておりますけれども。現在、2人とも町内の方に在住しまして、そのまま残っております。

一人の方ですけれども、去年、ふるさと納税の返礼品としましてのギフトセットを作成したり、県の方で主催しました台湾への商談会、こちらの方へ一緒に行って、活躍しております。

もう一人の方ですけれども、こちらの方は、デザイン関係の業務を主にしておりまして、「I

Tパスポート」というのがあるみたいで、これ国家試験だみたいですが、こちらの方を合格しております、取得しまして、そちらの方の業務に励んでいるということでございます。

今現在、南部町、協力隊の方はいないんですが、今度新たに、歴史と文化に関連しました協力隊を募集したいというふうに考えておまして、そちらの方を今後、町のホームページや県のホームページ等を通じて公募していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 先ほど、ふるさと納税の方で全国7,000自治体と言いましたが、訂正いたします。

28年度は1,788自治体ありまして、その中で全国では517番目です。ちなみに県内40市町村では5番目に位置しております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中館委員、いいですか。最後の質問はですね、55ページ自治振興費の中の安全チョッキということで項目が出てきませんけれども、答弁は後にこの本委員会ではない形で調べて答弁させますけれど、よろしいでしょうか。最後のはどの項目でしたでしょうか。答弁者が迷っておりますので。（「いですか。」の声あり）はい。

○9番（中館文雄君） 55ページの私、自治振興費の中の行政員というところを質問したつもりでしたが間違いかな。

○委員長（工藤正孝君） 行政員報酬ですか。

○9番（中館文雄君） 行政員報酬と出ていますけれどこの中で、当然、報酬出ています。行政員会議というのをやっていますよね。行政員会議。行政会議。その中で、昨年私はここで安全チョッキの話をしました。

道路の清掃活動をするのに。そうしたら、「役場にありますが行政会議で必要なところには貸すってことをやります」と答弁していますよね。「貸し出します」と建設課で持っている

ものを。記憶ありませんか。

例えば私が町内を行った時に「公道を草刈りする時に危ないから必要なところに安全チョッキを購入してくれませんか」という要望をできますよという話した時に、「建設課には安全チョッキがいっぱいありますから、必要な行政区には貸し出します」という答弁しているんですよ。

ただそれは、「行政員会議でそのことは言います」という答弁、私ここで聞いています。ですから、それを私やったのかなって思っているところに行き行って聞いたら、「いや、行政員にはそういう通知きていません」という話をされたものですから、「ちゃんとやりましたか」という質問です。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 黄色い反射的な安全のベルトといいですか、そういうふうなもの位、建設課の方でも用意できないのかという質問はされまして、当然、行政区の方には草刈り作業ということで、45地区の方ではその報酬料を貰っています。

また、昨年度始めました小型除雪機につきましては、24地区で実施しております。

その後、質問を受けましたので、担当の方に「その辺の要望が来たらすぐに準備ができるように」ということで、建設課の方には10着ほど、もう少し少ないですけどありますので、「そういうふうな要望が来たら対応できるようにしなければならない」というようなことは言った記憶がありますけれども。

今言われた5月の第1回目の行政員会議では、「それを貸し出します」とまでは言っておりません。ただ、昨年度、新しく小型除雪機械でなった場合、「そういうふうなの意見が後半でも出てきた場合には十分対応できるように」ということでは、言ってありますが確かに行政会議で言わなかった部分がありますけれども、現在のところまだ来ていないということですので、またあれば、この冬12月1日からの除雪体制は、小型除雪機械の体制をとっていただくわけですから、周知したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第2款、総務費の質疑を終わります。

次に、66ページから81ページまでの、第3款、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 69ページをお願いします。

一番下、多重債務者生活支援資金貸付預託金。これはどういった事業でしょうか。

もう一つ、73ページです。6目、障害者福祉費、報酬、障害者相談員、どういった人がおいでになりますでしょうか。質問いたします。

○委員長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） 川守田議員のご質問にお答えいたします。

多重債務者の経済生活支援でございますが、多額の借金とか、再建不納になった方に銀行を通じまして相談に乗りまして、それで融資の希望があったものに貸し付けをしている事業でございます。

平成28年度は、相談件数が南部町の方が11件ありまして、債務の整理が5件、生活再建が5件、その他が1件というような内訳で、平成28年度は多重債務者の方が相談に見えて、また貸し付けを受けられております。以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 次のご質問の73ページの障害者相談員の謝礼のことでございますが、まず、この障害者相談員につきましては、町内の障害者団体の役員をやっている方に相談員をやってもらってございます。（「障害者団体というのは」の声あり）

75ページの一番上にございいますが、町内に障害者の団体として「手をつなぐ育成会」とそれと「障害者福祉会」というのがございますが、こちらの役員をなさっている方に委員をやってもらってございまして、相談には本人の家族の方等々が相談に見えられてございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） はい、川守田君。

○16番（川守田 稔君） 障害者のほうから伺います。

これ、「町手をつなぐ育成会」、「町身体障害者福祉会」これはどういった方々が構成されている団体なのでしょうかお聞きします。

それから、多重債務者に関して11件の相談があったということなのですが、銀行の融資で解決できるような状態の人が対象ということですか。そういうことですか。普通、貸してくれないような人の方が深刻な場合が多いですね。そういった、そうしましたら、こういった事業の対象にならないような人っていうのもあるのでしょうか。そういった把握はなさっているのでしょうか。お答えください。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） まず1点目の75ページの上、「手をつなぐ育成会」「身体障害者福祉会」のどういった方が入会といいますか、会員であるかということでございますが、いずれの2つの団体とも下の方は、文字のとおり身体障害者の方、本人、家族の方が入会してございます。

手をつなぐ方も、同じく、身障、本人が身障でございまして、その家族の方、どちらも内容的には同じ、身体障害者関係の団体でございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） 多重債務者の件についてお答えいたします。

県内40市町村でその出資金を出し合いまして、それを青銀に出資しておりまして、そちらから消費者生活の面で困っている方が相談に行った際に、その40市町村から出資されている資金で対応していただくという内容になっております。

それで、どういう方が相談に行っても受けられるのかということですが、受けれない方についてはちょっとはっきり、私のところではわからないのですけれども、その相談内容について細かい内容については、あくまでも消費者信用生活協同組合の方かやっておりますので、細かい内容についてはちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 川守田君。

○16番（川守田 稔君） 私に限らず、こういう多重債務みたいな相談を受ける議員の方っていうのもいっぱいいらっしゃるんだと思うんですが。

なかなか、一回解決してもまた繰り返したりとか、すごくこう、なんていうのか。行動性に問題があるのか、借金というのを安易に考えているのかわかりませんが。なんか繰り返し、繰り返しだったり。いったん片が付いて、そのなんていうんでしょうか、一回の救済でもって全て解決して、更生していくっていうのは、幸いなケースだと思うんですが、色んなケースがあるのは前提として、そのなんていうか——。最悪の時は、最悪っていいですか、自己破産ですとか、そういった選択肢もあったりするじゃないですか。こういった方の。まあいいです。わかりました。事業の内容はわかったもので、これはいいです。

身障者、障害者っていうのは一口に障害者っていいまでも、身体障害者もおられれば、精神障害っていうんですか。精神障害者もおられたりとか。先天的に障害を持っておられる方がおったりとかですね。後天的に障害を持たれることになった人たちって、あれがあると思うんですが。

事細かに対応していくと、身体障害者、精神障害者、これは全く別な対応が必要だと思いますし、先天的に持っておられる方と二次的に持たれた方っていうのもやっぱり違うと思うんですね。例えば、てんかんとかそういったことを含めますともっと複雑になるじゃないですか。そういったの人たちがこれは一緒になってらっしゃるっていうことなののでしょうか。

2つあるっていうことは、2つ団体があるっていうことは、それぞれ、構成する人たちの性質が違うから2つだと思うんですけれども。その辺を詳しく、分かりましたら教えていただけませんか。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まず、川守田議員先ほどは障害者、精神の方もあるんだという趣旨のご質問でしたが、精神の方の団体につきましては、3款ではなく、次の4款の方でございます。（「これは身体の部分」の声あり）そうです。そういうことでございます。

そして、ここに2つ団体がございましたが、2つ目といたしますか、下の方は文字のとおり身体障害者の団体ということでございまして、手をつなぐ方は、申し訳ございませんが後ほどご説明いたしたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第3款、衛生費の質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

（午前11時46分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 4款、衛生費の前に、先ほどの3款、民生費の質疑の中で、川守田委員に対する答弁がまだあるようなので、この答弁を許します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 午前中の質問の最後の質問の中で、まだ回答が残っていましたのでお答え申し上げます。

75ページの一番上、「手をつなぐ育成会」でございましたが、まず、午前中も答弁いたしましたが、下の「身体障害者福祉会」の方は障害のある人の本人、全員が大人の方が対象になってございます。

これに対しまして、「手をつなぐ育成会」の方は、障害を持っている本人は子どもで、会員になるのはその親の方です。

従いまして、「手をつなぐ育成会」は家族間、本人の親が会員になりまして、家族間の親睦を深めていくというのがこの会の主な活動としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 次に、80ページから91ページの第4款、衛生費の質疑を行います。質

疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで第4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、90、91ページの第5款、労働費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで第5款、労働費の質疑を終わります。

次に、90ページから105ページまでの第6款、農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。西野耕太郎君。

○6番(西野耕太郎君) ページ数は91ページです。

農業委員会費の1、報酬についてです。支払額239万9,300円支払っているんですけども。

多分これは、農業委員と農地利用最適化推進委員の2通りの報酬が入っているのかと思うのですけれども。この内訳がもしわかったら、まず最初にお知らせ願いたいと思います。

○委員長(工藤正孝君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(松橋悟君) 西野議員にお答えいたします。

農業委員16名分の報酬支払額が173万6,800円となっており、農地利用最適化推進委員14名の報酬の支払い額が66万2,500円となっております。

報酬の内容ですが、農業委員さんにあつては、農業委員会の総会や農地調査会への出席、あと県などが主催する各種研修会や大会への参加となっております。

農地利用最適化推進委員の報酬の内容ですが、農地パトロール、あと農業委員さんと同じく、県などが主催する各種研修会や大会への参加などとなっております。

以上です。

○委員長(工藤正孝君) 西野耕太郎君。

○6番(西野耕太郎君) どうもありがとうございました。

なぜこういうのを聞きましたかといいますと、一般質問でも話をしましたけれども、耕作放棄地、遊休農地の解消に向けて今後、取り組むべきではないかということから質問しているわけなんですけれども。

多分、事務局長はわかっていると思うんですけども、国の農地利用最適化交付金事業というのがあると思うんですけども、これを利用すると、農業委員会は要するに農業委員の交付金が国から来るほかにこの今の最適化利用交付金は、農地最適化推進委員のパトロール等に上乗せしてできるというので。これは、一般質問でも話しましたけれども、先月の19日に来た農水省の方々が青森県に来たわけですけども、「委員の報酬の上乗せをできるよ」と。まあ局長はわかっていると思うけれども。能率給といいますか、その実績に応じて支払いをしていくよと。その更に上乗せの報酬条例を作ると、それに対して活動しましたというのに対して、12カ月分を上乗せしてできるというのがあるんですけども。局長はご存知ですよ。

○委員長（工藤正孝君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松橋悟君） ただ今、西野議員がおっしゃったとおり、農地利用最適化推進委員の活動の内容に応じて、報酬の上乗せということが今、国の方から示されております。

これにつきましては、今、委員の報酬については、南部町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例ということで定められておりますが、これについて上乗せ分を支払いが可能になるようにこれから今、県の方と進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうもありがとうございます。農業委員会の方でこういう条例化ができれば、更に上乗せもできるということですので、県内27市町村しかまだやっていないということなので、これを何とかして、やっぱり、農地の遊休農地、耕作放棄地の解消をともかく、南部町として取り組まないと、まだまだ増えていきますので、農業委員会として頑張っていただければなというふうに思います。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 農林水産関係のところで、まず、一番最初に行政報告書のこの産業部分という、から林業、まとめ方に問題がある。これは即改めてやらないと、我々がわからないようなまとめ方になっています。整理番号なのかなんかわからない番号を振りながらずっとこれが繰り返されています。これは見ればわかると思いますけれども、その番号通りいくと決算書のどこを見ればいいかわからないような状態になっています。

ですから報告書のつくり方にぜひここは検討を加えてもらいたいということを申し上げておきます。それに対して何か考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、95ページのここは19節の負担金補助金その他ってありますけれども、この中に有害鳥獣事業っていうのが200万円出されている。明細は報告書の中に捕獲した鳥の数その他はありますけれども、ここにはそのほかに報償として隊員の方には46万円支払ったほかに200万円を計上して、どういう事業をやっている、どういう内容でやっているのかまず先に説明を求めたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） こちらの行政報告書でございますが、こちらの方の取りまとめは企画財政課の方で行っておりますので、今、委員のおっしゃるとおり、様式等がちょっとバラバラな部分もございますので、こちらの方は今年度、様式の見直しを実施しまして、統一的な様式でもっていききたいというふうに考えております。

それで、34ページでございますけれども、こちらの方、産業部門における重点施策としまして、事業の後ろに番号がついてございます。こちらの方は、款項目その次の2番というのがこの事業の番号でございますので、こちらの方はもう出さないような形で事業に対します決算額、その事業内容というような形で進めていきたいというふうに考えておりました。

よろしく申し上げます。

○委員長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 有害鳥獣の補助金についてご説明申し上げます。

有害鳥獣の補助金200万円ですけれども、これは有害鳥獣の捕獲に際しましてJ A八戸から申

請があったものについて、その捕獲に対する散弾の玉代とかそういう部分について申請に基づいて補助しているものでございます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば独自に町で例えば、鳥獣のための対策をやった金ではないってことですね。あくまでJAからの要求に対して支払った補助金がこれだということですか。

○委員長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 鳥獣の捕獲対策につきましては、町の鳥獣捕獲実施隊。これは報償の方でお支払いしておりますけれども。その他に有害鳥獣の駆除に対しましては、鳥獣防止計画に基づきまして、町がJAの方に依頼するというふうな方式を取っておりますので、あくまでも町とJAとは鳥獣の発生場所とかは打ち合わせしておりますけれども、申請においては、JAの方から申請が上がるというふうな方式をとっております。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば実際に動くのは、町内の隊員の方が動くんですか。それともJAの方からその対策班というのが町内に入ってくるんですか。実際の実動の仕方、実際の動き方です。

町内の隊員がそれに対して自分たちが動くのか、それともJAの方から金まで要求ではないでしょうけども、要望があったのに対してっていうことは、そういう対策班が町内に入っているってことですか。対策班が。それはどうなんですか。

実際にこれだけ200万という金を払うっていうことは、それだけ費用対効果っていいですか、それだけ町内の効果がなければ「何のためにやってんだ」ってことにありますよね。ですから、どういう活動に対してこれだけ補助金を出しているかということです。

○委員長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 鳥獣の捕獲に対しましては、年6回、県の猟友会の南部町支部の方に依頼しております。

このことについては、JAの八戸の方からも猟友会の方に捕獲を依頼するということになっております。

それで、駆除した費用対効果ということですが、行政報告書の方に書いてありますけれども、カラスとか鳥類に対して526羽をやって、農産物に被害が無いようにしていると。

このほかにクマそれからニホンジカですね。これの目撃情報などあったばあいは、その猟友会と一緒に現地の痕跡調査それから食害調査等を行っております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 同じ繰り返しはしませんが、ちょっと納得はまだできません。

それから、この報告書の中に、34ページに一番最初の整理番号が付いたところ「都市農村交流事業」というのが一番最初にでて、ここの明細が各生産団体に補助金ということになってました。

どうもこの文章をみているとなんだという気持ちになった。というのが、同じ都市農村交流事業というのが達者村の方に正式に同じ項目のものがあります。

決算書にも出ておりますけれども、そこに例えば157万1,000円使いましたよと。都市農村交流、こっちは栄区、横浜市との交流の中にこういう事業をやりましたよと、これなら都市農村交流事業と納得できるんですよ。

ただ、こっちの一番最初に書かれているここに、ただここが南部町の農産物を都市の方々に食べてもらっているから交流事業だと言うんならわかりますけれども。そうしてここにこういう文書が使われているのか、まずここが第一番、疑問だったんですよ。金額訂正、正誤表見ながらの質問ですからちょっと前後していましたが。なぜここにこういう字句を使った整理をここですしているかという。まずそれに対して質問します。

○委員長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただ今の都市農村交流事業ですが、このことについては中舘

議員がおっしゃるとおりでございます。この事業において3地区、福地地区、名川地区、南部地区において、農産物とか特産品のお祭りを開催しているわけですが、このことにおいては、フルーツバスとか出しまして、八戸方面、それから町外の方々からお出でいただいているということで、あくまでも農林課、産業部門としての都市農村交流が図られているということで、ここに計上しております。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） これはちょっとやっぱ無理がありますよ。事業としてここにこういう形でボンと上げて置いて、この中にこの協賛会とか実行委員会の補助金その他がここにくる。ただ、その栄区とやったこっちのモデル事業の方でやる都市農村交流事業というのならこれは誰が見てもわかる。これは見る人によってはわからないんですよ。やっぱり整理の仕方、さっき言って企画財政課長の方から「検討します」ということですから、その辺はそれなりの誰が見てもわかるような整理の仕方をするべきだと私は思うから、こういう質問をしていました。

それから、ここで整理される中で――。失礼しました。ちょっと正誤表との関連があったものですから、ここは確認できましたからいいです。これで終わります。すみません。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 私も有害鳥獣の駆除について伺います。

有害鳥獣ってということですから、従来はカラス、ネズミっていうような、それ位だったと思うんですよ。ところがそれは、直接人に対して危害を加えるとかどうのこうのっていうカテゴリーではなかったの、それでよかった、昔ながらの考え方で良かったんだと思うんですけども。

例えば、クマだとか、クマ、サルですね。それからイノシシということになるとですね、なんか直接人体に危害を加えられる可能性があるじゃないですか。

そういう意味では、一括りに有害鳥獣っていう括りだけでは不十分で、少なくとも畑とか住宅地とか色んなところで遭遇した時に進退に危険性があるような動物に関しては、別の規格をもって駆除の計画を立てないといけないと思うんですよ。

多分その辺はおわかりなんだと、八戸市とかその広域の打ち合わせの中でご承知のことだとは思いますが、その辺の区別というのが非常にあいまいなような、考え方があいまいなよ

うな気がするんですよ。

例えば今、ニホンジカがふえましたと。今の状態というのはどういう状態かという、例えば、道路で目撃されるとかそういった状態というのは、ある生息地域の中でそれなりに飽和状態になって、普段出てこないようなところにも出現するようになったっていう考え方ができるんだと思うんですね。ニホンジカ然りです。

例えば、カラスが有害であるっていうのであればですね、ハクビシン。ハクビシンも何かアットランダムにカメラ仕掛けておくとそれらしきあれが随分と観察できるんですよ。夜間。

当然、果樹園も被害に遭ってるだろうなと想像ができるわけです。ところが、あまりそういう話は聞いたことがないんですけれども。そうすると今、どういう考え方ができるかという、今すごく曲線的に増えていっている状態ではないかなと思う。そうすると、カラスみたいな状態になってからでは、多分もういくら駆除しても間に合わないと思います。それであるのであれば、もっと個体数が少ない間に、それなりに徹底した駆除っていうのを考えて予算配分をしながらはならないと私は思うんですけれども。

そうすると、一連の話を聞いていますと、カラスですニホンジカですクマだったりとかっていうようなあれがあるんですけれども、ちょっとそういう物の考え方に統一的な、理屈に沿ったような考え方っていうのが欠けているように思うのですけれど。

ですから、もっと今どういう動物に対して対策が必要なのかということをちゃんと検討しないと、近い将来手遅れぐらいに個体数がふえるというようなあれが出るんじゃないのかなって思うんですけれど、その辺は広域的なところでどういった話し合いをもっておられるんでしょうか。

○委員長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 川守田稔議員にお答え申し上げます。

まず最初の農地以外に出てくる、その住宅地とかですとかの対策についてですが、クマそれからニホンジカ、サル等ですね。基本的には、農林課の方では有害鳥獣ということで、住宅地に出るとこれは法の規制の関係で猟友会の方も捕獲できないということになっております。

ただ、クマ、ニホンジカが目撃情報があつた時には、農林課の方から警察の方に連絡をして、警察の方も出てくると。

それから、その逆の場合もございます。警察の方からクマが目撃情報が寄せられましたということで、町の方に連絡が来ることがございます。

そういった場合は、双方、警察の方と農林課の方、一緒に猟友会も一緒なんですけれども、一緒に現地調査という対策はしております。

川守田議員おっしゃるように、住宅地に出た場合は、警察の方では危険だということで猟友会の方は捕獲できないということで、基本的には山林の方へ追い払いということを基本にしております。

それから、増え続けているハクビシンとかタヌキとかは、鳥獣捕獲実施計画において現在のところハクビシンもタヌキその他の鳥獣についても農協の方から増え続けているということで、申請が上がっておりますので、それらの動物につきましては、捕獲対象動物にしております。

現在のところ、ハクビシンにつきましては、罟等を設置したことはございますけれども、まだ捕獲はまだ現在のところはございません。

それから、広域的な連携のことにつきましては、目撃情報等は情報共有しておりますけれども、広域的に捕獲対策とかという具体的な話し合いは現在のところは持っておりません。

今後出てくると思います。以上です。

○委員長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 実はハクビシン、私も去年初めて見ました。捕まえてみて初めて「おおこれがそうか」って思いました。ずっと長いこと、ハクビシンなんてのはこの辺では無縁なんだろうなってずっと思っていたのですよ。ところが、ハクビシンに関して色々話をこう、目撃情報とかって色々聞いてみますと、すでになんか十五、六年前から「私見たことあるわよ」みたいなそういうのがあったりして。

最近では、ハクビシンの姿の写真とかっていうのもメジャーになってきたものですから、絶対これですよみたいなあれです。

ですから、かなり前からそういうあれはあったんだなって私、思うんですよ。それで、ハクビシンは置いておいて、この頃、九戸とか岩手県境あたりにイノシシっていう話が聞かれます。

そうすると、九戸で問題になっているのであれば、もう県境は越えているのではないかな。階上とかあの辺りっていうのは普通に居ておかしくないんじゃないのかなと。普通についていう言葉の程度もありますけれども。っていうことは、もうどんどん分布は広がって個体数が増え続けているっていう状態が予想されるじゃないですか。多分、ハクビシンもそうだったんだと思うんですよ。ですからそういったことを先手を打つような気持ちが無いと、それこそ、ネズミとかカラス

のような急激な増え方っていうのに歯止めはかかんないんだろうなと思うんですよ。いくら捕獲しても多分、増え続けるのはしょうがないと思うんですけども。

そういう、増えてしまってどうにもなんなくなっただけで「さあどうしよう」というのは、行政的には無責任なんじゃないのかなと思ったりするものですから。そういう、ちゃんとカテゴリー別っていうか、今どういう状態なのかどうのこうの。JAから上がってくるのを待っていますよっていうようなもんじゃなくて、ちょっと積極的に情報収集とかに関わった方がいいんじゃないのかなと常々思う次第であります。よろしくお願いします。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、104ページから109ページまでの第7款、商工費の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、8番、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数107ページ、2目、19節、負担金補助金交付金ですね。

この中に、交付金、長寿社会づくりソフト事業ってありますけども、この事業の内容をどういう形で実施しているのかお伺いしたいのですけども。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 長寿社会づくりソフト事業というもので、確か去年の予算の委員会の時にも質問があったかと思いますが、この事業は、公益財団法人の地域社会振興財団が実施しているものでございまして、その中の健やかコミュニティモデル地区育成事業、それが細かい名前でもございまして、その大元の事業の名称が長寿社会づくりソフト事業というもので具体的には、去年、とまべちまつりを実施する時にこの事業を活用して、少しいつもの年よりも予算額を多くして開催したというもので、ここには長寿社会づくりと書いておりますが、その中のコミュニティモデルの地区の事業だということでございます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに、9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 107ページです。観光費の委託料の中で観光イベントって二千六百、この金額が支出されています。

これはいつもちょっと質問しているんですけども、観光協会に委託して事業をしているということで、観光協会で2013年の総会で民営化に向けての協議を始めるっていう会長のあいさつがあってスタートしているはずですよ。

もうそれで二、三年経っていますが、これは観光協会のことですから事務局預かっている立場で協会の執行部の方からその民間移行についての何か協議、行政の方に「こういう形でどうだ」というような相談があっているのかと思うんですが、これがあっているかどうか。まず聞きます。

それから、もう一つは次に、19節の負担金の中で八戸広域観光推進協議会に30万支出ってことで、これは予算が120万取っていたはずなんです。予算として120万の予算が計上されていました。それで30万ってことはぐっと減ってるんですけども。ただ私は気になっているのは今、三八協議会の中で、観光ビジネス活動隊っていうのを発動して、広域観光で色んなことを検討しようということで今、成されている、成される、スタートですね。スタートしたはずなんですけども。それでもこういう協議会の費用ってのはこの位で済んでいるものかどうか。

また別に、そのための費用が別に私はかかっているんじゃないかと思っていたものですから、そこをまずお聞きします。

もう一つ、109ページの13節、委託料の中で指定管理者の数字が載っています。これは、バーデ関係ですけども、これは、こういう実績をもとにして恐らく来年度以降の指定管理料というのが検討されるんだろうと思いますけれども、これは、27年の決算は6,680万しか管理料を払っていない実績があったんです。それに対して8,000万以上の予算を組んだということで、ことしもここで7,286万3,000円で済んだということになっています。その他に係る費用は別にかけていますから。それでも、恐らくこういう実績が上がった以上は、予算編成の段階でこれを活かしていくだろうと期待はしていますけれども。それに対する考え方、もし、決算書の中で出てきたところから、どういう考え方でこれから指定管理料を決めていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） まず最初に観光協会のお話でございますが、観光協会の方から何かお話はないのかということでございますが、様々なイベントで観光協会の役員の方、会長さんはじめとして、お会いして、その都度、色々なお話をさせていただいております。

また先ほど、議員ご案内のとおり、平成23年の時に観光協会について、観光協会の中でそのような話し合いがされて、色々、観光協会の会長さんが総会の時でもお話したというお話も聞いております。先日も観光協会会長さんとお会いしまして、今、議員おっしゃったような話もしております。

今後、今、当町のイベントが今月で一通り大きなイベントが終了するというところで、それが終わりましたら、ちょっと観光協会のなかで役員の方々が集まって、お話し合いをするというお話を会長さんからは聞いているところでございます。

次に、広域観光振興協議会というところでございますが、予算額と比べて下がったということでございますが、確かに予算の時に計上していたものを八戸市さんの方で出したということもございます。

またその他に、予算書の61ページになるのですが、ちょっと当課の方の支出ではございませんか、地方創生絡みのところで、八戸圏域観光計画推進事業ということで87万4,000円支出させていただいているのがあるということでございます。

あと、バーデの指定管理でございますが、この指定管理につきましては先日の議会の時に町長の答弁もございましたが、当然この指定管理をしていくうえで、議員の皆さまからも少しわかりづらいというようなお話もございました。今年度予算は当然できているわけですが、これから、何がふえたからこれをまた増減するというようなやり方を今はやっているわけです。現実的に、指定管理でございますので、施設の管理というのは町の負担でございます。これは、燃料費も含めてですね、修繕も含めて全て町の負担。そして、あくまでその修繕をして必要な経費を町が払ったうえでその残りの部分の管理をしていただくというのが指定管理の仕組みでございます。

ですので、今後、この予算の方を見直していくうえで、見直すといいますのは、出し方と計算の仕方を見直すという意味におきましては、先日の町長答弁にもありますように、わかりやすく、皆さまにわかりやすい形で作っていくということにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 107ページですね、商品券発行事業についてお伺いします。いわゆるプレミアム商品券という事業だと思うんですけど。ちょっと提案なんですけれどもね。何カ月で回収ですかねあれね。そういう回収の仕方ではなくて、例えば1年とか2年とか3年とかずつと流通させるようなことを考えたらどうでしょうと思うわけですよ。いわゆる商品券っていうことだけではなくて、いわゆる地域通貨ですよ。地域通貨として、流通させると。

多分、今の使い方っていうのは、購入した方がお店でそれでお支払いして、そのお店の人がそれを換金しに行くっていう多分、一時使用的なことだと思うんですが、これを普通にお金と同じように使えるようにすれば、ここで行政報告書の中にもあります。この購買力の町外流出防止っていうポイントからいくと、随分と効果があるのではないのかなと思うわけです。

色々、長期にわたっての使用に耐えられる紙質なのか、印刷なのかっていうのは、そういう問題は別にあるのかなと思いますが、そういうことを考えてみてはいかがでしょうかという提案があります。どのように考えられますか。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 確かに、川守田委員おっしゃる通りの部分もございます。

商品券発行事業に関しましては、今の地域通貨というお話を取り上げるまでもなく、そのほかに、やはりどのような形が一番、効果的であるかというのを毎年、毎年探りながら、当然これは、事業を受けていただいている商工会さんの方でも様々な取り組みをされております。いわゆる年代ごとであるとか、対象者を変えるとか。そのような中で、実際にお金が商品券を使うことでお金が町内にいかに回るかということが一番、重要になりますので、そういう面においては今おっしゃられたような地域通貨ということももちろん選択肢の一つかと思います。

だいぶ前に地域通貨というものが全国で色々お話になりましたが、やはり、若干の制約もございます。その通貨を動かすうえでの預託金のようなものをどう設定するかとか、様々な制約がございますので、そこを踏まえたうえでこの商品券の方も含めて、どういう形が町の中で金がいかに回るかということを考えて検討させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、7款、商工費の質疑を終わります。

次に、108ページから115ページまでの第8款、土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。
9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ページ数は111ページです。19節でこの1番、負担金の中ですね、八戸能代間という項目があって、2万7,000円負担金を払っていますが、実際にこの活動はですね、実際にどういう活動をしていて、どういう現状かもしわかる範囲で結構ですけれども、まずお聞きしたいと思います。

それからもう一つですね、115ページです。6項の宅地造成費のなかの13節委託料で、決算書は2,134万800円の計上をされていました。ただ、報告書は違うんですよね。報告書の金額が2,101万6,800円という数字がなされていました。

正誤表でているかなと思ったら出てないもんですから、恐らく何か理由があるだろうと思って。これがどうしてここが金額が違うのかお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） まず最初に八戸能代間横断道路期成同盟会ですけれども、これは八戸から能代までの道路の中での世紀のトンネルということで、大きなトンネルを掘ってですね、非常に短時間で行ける道路事業というのが当初からの計画であっているものですから、それらの事業に対して、能代市と関係町村が集まって国への陳情をするという中に南部町も入っておりますので、そういう活動をしておるといような状況でございます。

次に、住宅建設費ですけれども、町営住宅建設費ということで、宅地造成ということで1億1,980万80円を載せてございますが、この事業の中の他に、五日市団地解体工事設計業務というのがー。（「違う、そこじゃない。119の委託料。」の声あり）。失礼しました。剣吉中学校跡地宅地造成設計業務2,101万6,800円プラス福田及び相内地区地籍測量図作成業務というのが32万4,000円ほど入っておりますのでその合計で上げておるところです。

福田と相内を分譲地にするというときの測量図面作成を32万4,000円あるやつを載せての合計

金額として、決算書では2,134万800円ということになります。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、説明で差額は別な事業もここに載せたっていいことですよ。

そういう説明なんですよ。この剣吉のここだけじゃなくて、他の分も足したから決算書は金額が大きくなったと。32万4,000円。差額は32万4,000円あるんですよ。

ただここに、だからその辺が私その辺、質問しなければわからないと思ったからね、差額があったもんですから。正誤表じゃそこにはっきりこれが出てればね。この分も入っていますっていうんでわかれば、正誤表見ればわかるんですけども。正誤表渡されてもうすぐ決算委員会に入ったもんですから聞きました。

それから、さっき能代の方ですね、能代の方のやつが実際に総会開いて、決起大会やっているっていうのは私も新聞で見えていますからわかるんですけども、実際の動きというのはただ決起大会やっているだけですか。何か陳情その他やっているわけですか。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 毎年、これらの協会をとおしまして、国の方に陳情をしているものです。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） すみません。これは科目とかそういうものじゃないのですけれども、今、議会の中を聞いていると、決算書と事業報告書というのが必ずしも一致しないということで我々考えていいんですよ。

色んな事業が入って、その事業にこの科目だけじゃなくて違う事業も入って、そういうもので作られているという報告書は、そういうもので作られているということでよろしいんですね。私たちは解釈するに。必ずしも決算書とは一致、まあ事業、色んなものを足していけば一致するんだけど、個々のものに関しては私たちにはそれが一致するという事ではないということ

で、我々解釈してよろしいんでしょうかね。ちょっとその辺、お聞きしたいのですけれども。これからまだ色々あると思うんで。

○委員長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） ただ今の件につきましてお答えいたします。

こちらの決算書は、節ごとに計上してございます。こちらの行政報告書でございます。こちらの行政報告書のこの金額というのは、節を合算しまして、例えば一つの事業として委託料いくら、消耗品ですとか、印刷製本ですとか、旅費とかそういうのが、合算されまして事業費として計上しているものでございます。

ですのでさっき、先ほどお話にありましたほかの方からの金額、決算額がこちらの方に載ってくるというようなことは基本的にございません。

ですので、項の中で完結するというような形で決算額は作っております。以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、山田同僚議員からあったように私もその辺がですね。何を見て我々が決算書を見ればいいんだとなった時に、やっぱ報告書をどうしても見ざるを得ないんですよ。

そこに金額の差があれば、「どうしてかな」という疑問を持ちます。そこで、実際の金の流れです。これは会計管理者の方が一番わかっているかもしれませんが、今、企画財政課長から目、項ですか、目のところを合わせてやっているということですが、実際の役所の中の起案書というか私は用語はわかりませんが、担当者から起案されたものが、会計管理者まで行って、そこで支払いおこされて、その金を担当者なのかな、全部それを管理して、最後、仕訳によってこの金額がどうにでも動くんですね。その人の担当者の仕訳によって。

だから実際に出納から金が出される流れっていうのは、何を基準にして出金しているのか。どこから上がった何を基準にして出金しているのかっていうのをやっぱり。っていうのはその次のところにも出てきますけれども、大きい事業になると春先から秋までかかって準備から全部終わって私、職員が青森銀行剣吉支店に行って振り込みをして、それを整理して事業が完結するというような話をされました。自分が担当者がですね。振込までして、最後に最終的な金額が出るわけですね。それで恐らく事業報告はそれを基にしたので恐らく合計したのがこれだけかかりま

すよという報告しているはずだと私はずっと思っていたんですよ。

ところが、正誤表が今朝ボンと出たもんだから、私はこれを指摘するって担当課長の方に話して「おかしい」って、数字が違うのが上がっているよってということでこれは全部質問するからと言ったら、今朝、正誤表もらったものですからそれをチェックしながらの話ですけども、金の実際の流れはですね、どこからどういう書類によって出納っていいですか、会計管理者の決裁が押されてきて、それをどういうふうに各課が管理しながら実際にそれをまとめ上げているかというのを、その流れをもし、分かる方どなたさんでも結構です、課長さんの中でわかる。わかるというか皆さんわかっていると思いますけども。代表して、財政課長がやるか、管理者ではわからないのかな。そこまでチェックする各項目のこの項目はまだ残っていると、この項目はされないっていうのは会計管理者のところでわかるのかな。

それを質問します。

○委員長（工藤正孝君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） ただ今の質問にお答えします。

まず先ほどの山田委員さんの方から質問がありましたこの事業の説明であります、一つの事業に入る時に、さっき企画課長が申しあげましたように事業費となった時には、測量費とか色んなが入っていったってトータルでこちらで表現します。

ただ、一つの項目しかない時に、それは金額が一致しなきゃならないので、完全に誤っているものにつきましては、正誤表を出して正しいものを提供してくださいということで指示しておりましたので、全てが決算書の説明のところと一致するものではないです。

それからもう一つ、支払いの関係でありますけども、節ごとにいわゆる会計管理者に回る時には、伝票が節ごとに回っていきますので、その金額をお支払する。または送金することによって、その節の部分は終わるということであります。

ただ、係りの方で予算を取っておいて、請求書が来ても例えば机にしまい忘れたとか、支払いしないでおきますと、事業者の方から「もう何か月も経っているんですがまだお金の支払いを受けておりません」という再度の催促が来ますので、その時にはやっぱり担当者の方でしっかり、例えば仕事の方をお願いをされていて、支払いが終わっていないとこちらの方からまた「こういうのの支払いを終わっていませんので請求をお願いします」とかそこまでいかないと完全に仕事が終わったことになりませんので、こちらの方も注意をしていかなきゃならないということで、こ

れは年度末に特にこう、年度末とか5月の支払い期限が来る前に課長を通じて、各担当者に伝えるようにということで注意は行っております。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私、疑問に思ったのはですね、この問題、金額これがかかりましたって来ても、試算書が、商業簿記でいくと試算書ができない数字がこの報告書にあったもんだから、これを聞かなきゃいけないと思ったんですよ。

だから、貸借は必ずきちっと合うはずなんです。正式にちゃんとやっていけば。それが、どう考えても合わないところっていうのは「これで試算書を役場の職員がつくれ」って言ったって作れないのをよく報告書に上げたなっていう気持ちがあったもんだから。

今、副町長の話にあったように、だから、ただ中にはそうすれば、現金で職員が一括して引き出しておいてそこから支払いを起こすっていうこともありうるってことですか。

○委員長（工藤正孝君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 基本的には職員の方で現金を預かっていて支払いをするっていうことはございません。支出伝票の請求書が会計管理者の方に回って行って、そこから基本的には送金になります。

ただ、場合によっては窓口で一部あるかもしれませんが、職員が預かっていてその現金でお支払いというのは、町の方の費用についてはございません。

ただ、各種団体の方の事務局を預かっている場合には、通帳に入れていて、そこから下ろしてきて現金でまた請求者にお支払いをするということはありますけども、公金につきましては極力そういうことは避けるようにしてございます。

ただ、入金につきましては、それぞれ窓口がありますので、現金扱いがあります。住民票、戸籍抄本等につきましては、現金を預かってまたまとまった分を出納室の方へ納めるという方法はとっておりますけれども、支払いの方はそういう方法はとらないようにしております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第8款、土木費の質疑を終わります。
ここで2時10分まで休憩といたします。

（午後1時57分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時10分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 114ページから121ページまで第9款、消防費の質疑を行います。質疑
ありませんか。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページ数は119ページ。3目の防災費の13節委託料の「Jアラート」で
すけれども、瞬時通報システム。

先月の29日の北朝鮮のミサイル発射で初めて実用されたかと思うんですけれども、あの放送の
中で皆さんも全員そう思ったかと思うんですけれど、「頑丈な建物または、地下に非難してくだ
さい」という放送がかかりました。

あれは多分、もう規格でそういうふうに放送されるようになってると思うんですけれども、現実
として「頑丈な建物ってじゃあどこよ、地下ってないじゃないかな」っていう話になるかと思ひ
ます。ですので、やはり広報とか回覧板等で例えば「建物の中に居たら窓から離れてください」
とか、そういったマニュアルを大至急作成して配布した方がいいと思うんですけれども、どうで
しょう。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 先般の北朝鮮のミサイルの関係ですけれども、「Jアラート」今
回、本番の「Jアラート」が鳴ったということで、あの放送は国からの伝達なものですから、内
容についてはもう国のものです。頑丈な建物あとは、「屋外であれば伏せて頭を防御しなさい」

と。先般、東奥日報なんかにも写真付いていましたけれども、子どもさんが手を頭に上げる感じでしゃがんで。果たしてあれが本当の防御になるのかと私もつくづく思いました。

それで、先ほど言ったマニュアルですね。当然、実際こういうことがあったわけですから、その辺は町でできる部分、要は頑丈な建物、地下というのはございませんが、その辺、県の防災課とも話し合いをしながら、そのマニュアル的なものも進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか
（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第9款、消防費の質疑を終わります。
次に、120ページから143ページまで第10款、教育費の質疑を行います。
質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 123ページです。初めて、決算書に19節の中で補助金として学校給食費6,568万950円ということで、総額で給食関係1億五千いくらの数字で入っていました。ここは、町長の想いを聞きたいと思って、ここの項目に関しての質問です。

これは、高齢者世代への助成と合わせて、子育て世代への強い思いからの予算編成をして、初めてここにこういう金額が出てきました。学校給食関係。これ今後のことも含めて、町長の想いを聞かせていただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 学校給食費に関してはこれは、一時的にというふうにはいかないと思っていますので、ここは財政状況というのがありますけれども、最低限、給食費につきましては無償化ということで、恒久的にしっかりこれは継続して取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（工藤正孝君） ほかに。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は125ページです。

13節委託料の一番上にあります。送迎バス運行業務の1,700万8,048円ですか。26年度の決算書ですと1,113万5,000円ほど、それから27年度は1,696万9,000円ほどなんですから。

児童生徒の送迎にももちろん使っているバスだとは思いますが、学校はどの学校が対象で、どれだけの人が利用しているのかちょっとお知らせ願いたいと思うんですが。

○委員長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 西野議員のご質問にお答えいたします。

こちらの送迎バスの運行業務の方でございますが、金額の方が確かに少し上がっておりますけれども、契約の時点です、今、バスの方の料金の方が観光バス業務にしても上がっているということでございまして、少し、この金額の部分が上がっている状態でございます。

運行している学校でございますが、福地地区のバスの運行となっております。基本的には、福地小学校、それから福田小学校が基本的になっておりますけれども、コースとしては麦沢コースとそれから法師岡コース、こちらの方2コースを設定いたしましてバスを運行しております。

バスの運行については、こちらについては小学校が基本になっておりますけれども、もちろん中学生も乗っているということになっておりますので、遠隔地から通学している子どもさんにとっての足となっているところでございます。

運行の状況については、朝基本的に1回、それから夕方は状況によって1回ないしは2回ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 何名、児童生徒が使っているのかわからなかったんですが、これは、要するに南部バスさんかどっかに委託しているっていうふうな考えかな。

そうすると子供たちが何人利用しているのかによっても、もちろんいま朝1回、夕方1回から2回ということなんでしょうけれども、これは大型バスなのそれともマイクロバス、まあバスの形態にもあると思うんですが。

私が言いたいのは、1,700万かかってるんですが、本当にこれに見合うだけの費用対効果が、子どもたちを送迎するのは当たり前なことなんで、お金に換えられないということになれば、

そういうことなのかもしれないけれども。結構、ちょっとかかっているんだなっていうのが、前からちょっと思っていたので、例えば子供たちの利用人数等わかって、それに見合うような形態のその運行をしていかなければならないのではないかなと。

例えば、南部バスさんをお願いするにしても、どういうバス、大型バスなのかマイクロバスなのか。それは何を言いたいかといいますと、子どもが使う人数によって、やはりバスの大きさ小ささもあるのによって、金額も変わってくると思うんですよね。ですので、当然これは必要な事なんだけれども、ちょっと検討する余地があるのかなと思って質問してるんですけども。

○委員長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） お答えいたします。

まずバスについては、大型バスを使用しております。会社については、岩手県北自動車株式会社の方に現在はお願いをしているところです。

そして、運行料金のほうですけども、1回当たりの運行料金の方が福地小学校、福地中学校の送迎バスの方に付いては、1日3回の運行で5万9,702円、そして、1日2回の時には3万9,960円でございます。

そして福田小学校、福地中学校の方のバスについては、1日3回運行料金で3万4,776円、そして1日2回運行の時には2万6,676円というかたちでお願いをしております。

子どもたちの人数については、申し訳ありませんがここではちょっと数字を持っておりませんので、お答えはできませんが、福地小学校の方については多くの子どもさんが利用されております。福田小学校さんの方については、申し訳ございません、ちょっと状況がですね、すみません。福田小学校さんの方については、17名の子どもさんが利用されているということでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 今、福地小の人数はわからないということで、福田小は17名。

言っていることは大体察しがついてはいるんですけど、要するに、費用対効果をもうちょっと検討するべきではないのかと。17名に大型のバスが本当に必要なのかどうかっていうことの話になるわけですね。

ですので、岩手県北さんということは要するに昔の南部バスになるわけなのですからけれども。その辺を見直ししないと、1,700万かければいいということではないと思うんですよ。

ですので、やはり、必ずしもこれは委託するにはどういうふうにして委託しているのかちょっとわからないのですが、やっぱり、その業者さんはそれだけではないと思うので、いろいろと検討する余地があるのかなということで、教育委員会の方で少し検討してもらった方が良いと思います。以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第10款、教育費の質疑を終わります。

次に、142、143ページの第11款、災害復旧費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで第11款、災害復旧費の質疑を終わります。

次に、142ページから145ページまでの第12款、公債費及び第13款、予備費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで12款、公債費及び13款、予備費の質疑を終わります。

以上で質疑は終わりました。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○委員長（工藤正孝君） 以上で、本日の決算審査は全部終了しました。

なお、9月5日は、午前10時から本委員会を再開します。

ここで、昨日開催されました青森県民駅伝競走大会について、教育長から報告があります。

なお、資料を配布いたしますので、少々お待ちください。

それでは、報告をお願いいたします。

○教育長（高橋力也君） 昨日、青森市で行われました第25回青森県民駅伝競走大会の結果について報告いたします。

昨日、青森市は青空が広がりまして、大変、いい天気でしたけれども、風速7メートルという非常に強い風の中の大会になりましたけれども、選手諸君、現在持っている力を十分に発揮いたしまして、2年ぶりに5回目の優勝を成し遂げました。

お手元の資料にありますように、8区間のうち、3名が区間賞を取りました。2区の中山琢磨、それから4区の柿本、8区の秋山です。このうち、2区と8区は中学生の区分ですが、2人とも2年生ですので、来年、再来年、成長が見込まれると思います。

いろんな面でご支援、ご声援ありがとうございました。

帰ってきまして、祝勝会をやりましたけれども、監督、選手は喜びは半分でした。なぜかと言いますと、ことし1月、山田教育長亡くなりまして、山田教育長に捧げるために総合優勝を目指しておりました。

ただし、むつ市に約2分半ほどの差をつけられまして、残念ながら総合優勝はなりませんでした。ただし、記録としては昨年の記録を約2分半縮めまして、立派な町としての記録だと思います。1年毎に優勝しておりますので、来年度はぜひとも連覇、そして総合優勝を目指して、特に女子の部分を強化して、来年度はぜひとも総合優勝と連覇を勝ち取りたいと思います。

いままでご支援、ご声援大変、ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（工藤正孝君） ありがとうございます。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2 時26分)

平成 2 9 年 9 月 5 日（火曜日）

第 7 6 回南部町議会 決算特別委員会会議録
(第 3 号)

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成29年9月5日（火）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	金野貢君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	久保田敏彦君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐々木大君
老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君	市場長	中野弘美君
教育長	高橋力也君	学務課長	中村貞雄君
社会教育課長	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	松橋悟君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
------	-----	----	-------

人 成 目 留 査 主 括 総

◎開議の宣告

○委員長（工藤正孝君） これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（工藤正孝君） 本日は、議案第64号から議案第80号までの平成28年度各特別会計歳入歳出決算認定についての議案17件を審査します。審査は会計ごとに行ないます。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは審査に入ります。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 議案第64号、平成28年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） おはようございます。

平成28年度学校給食センター特別会計決算の報告を行います。

議案第64号、平成28年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書の154ページ、155ページをお開き願います。

下段の歳入合計欄の収入済額合計は1億6,705万6,672円で、収入未済額は3万1,000円となっております。

次に156ページ、157ページをお開き願います。

下段の歳出合計欄の支出済額合計は1億6,705万5,853円で、歳入歳出差引残額の819円は29年度へ繰り越しとなります。

次に158ページ、159ページをお開き願います。歳入の明細についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の給食費負担金は、児童生徒の保護者が納入するべきところの給食費で、収入未済額は中学卒業生 2 名分となります。

2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、学校給食センターの管理運営に要する経費や人件費などの費用を、一般会計から繰り入れたものでございます。

次の、3 款 1 項 1 目の繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

4 款 1 項 1 目の雑入は、消費税の還付金でございます。

次に、160ページ、161ページをお開き願います。歳出の明細についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の給食管理費の主なものは、職員 1 人分の人件費のほか、11節の需用費は洗剤などの消耗品費、それからボイラー用の灯油などの燃料費、電気料や水道料などの光熱水費でございます。

12節の役務費は、各種の検査や点検の手数料でございます。

13節の委託料は、調理と配送業務の委託、ゴミの収集運搬等に要した経費でございます。

ページ、162ページ、163ページに移りまして、18節の備品購入費は、寸胴鍋、料理鍋、炒め鍋を更新したものでございます。

1 款 1 項 2 目、給食費の11節、需用費は、給食用の賄材料の購入経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9 番、中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） この28年度の決算この収入ですけれども、何人、給食者人数。何人分に該当するのかとですね。

それから支出の方で、報酬費が予算というか7万5,000円計上したのが2万1,600円っていうことで、報償費というのは当然、これだけのものが係るだろうということで予算化したものだと思っていましたけれども、ここでこれだけの出費で済んだということは、何か委員に何か欠員が出たのか、必要がなかったのか、まずそれを先にお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） お答え申し上げます。

人数については、児童、生徒それから教職員の分が入っております。児童、生徒については1,195——。申し訳ございません、正確な数字は後ほど申し上げたいと思います。

先生方の方については、195名分となります。

そして、委員の報酬についてでございますが、委員の報酬については欠員の方もいらっしゃいましたけども、委員会が年1回行っておりまして、その他に、緊急時のものについては臨時で開くということになってございます。

その分の臨時の開く分もこの、計上してございましたので、不用額の方が少し残っているというような状態でございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、生徒数が細かいのは後でということで1,200人前後、先生方入れてということですけど。これは前から問題になっていましたけれども、当給食センターは2,000食をやれる設備としてスタートした。21年にスタートしたってことで、私はちょっともの問題は、先般、八戸中樞圏の議員研修で新しくできた八戸西給食センターを見ました。そこも何万食ということでやっていました。

私、一番気になったもんですから後で職員の方に、八戸市は今後の予想というのをどういう形で見ていますかって「やっぱり減るだろう」と「今の設備は恐らく何年後、推移はわかりますから減っていく」と。「その時にどういう活用するかというのは、今からもう検討を始めています」という話だったんですよ。

その中で行かれた議員の方々は、その辺詳しく見てきたと思うんです。例えば、研修センター、「食育に関するそういうのにもここの給食センターを使っていく」と、「それで有効活用をしていく」というような話をしていました。

だから、前からよく問題になっていたのですけれども、2,000食の今1,100、1,200位ということになれば、俗にいう民間の考えれば過剰設備だということになるんですけれども。まあ、過剰とは言いませんけれども。

ただ、この給食センター問題は恐らく、私は近い将来、広域的に考える時期に来ているだろうと。恐らく八戸中樞圏構想の中でも課題となって上ってくる。どこに配置して全体で使うかっていう問題になってくる設備だと私は思って八戸の職員にも聞いたんですけれども。

そういう点ですね、例えば今から我が給食センターをそういう食育その他の子ども、父兄にここに来てもらって、実際の教育の場にしていくとなれば、金掛けて改築をしていかなければならない。そこまで必要かどうかというのは、これは議論の分かれるところだと思いますけれども。

将来の給食センターに対するあり方というのをそろそろ、町として、具体的に今すぐどうのこうのではないけども、検討していく時期に私は来ているんじゃないかと思っていました。広域的に考えるのであれば、配置場所その他、全体で。まあ三戸地区3町村でやれるのであれば、そういう問題もあるのでしょうか。八戸含めた階上は恐らく八戸の——。調べたら全部各町村みんな給食センター今のところは持って、全部だったかな、持っているんですよね。それぞれが持って、それぞれが段々に負担になってきているんですよ。

給食にしか使えない設備となれば、人数は減っていくということで、その辺のまあ、今急に言われて「こういう構想もっています」というのはないかもしれませんがけれども、これは、もう首長クラスではもうすでに、机の上の議題になっているのかもしれませんがけれども。どなたでも結構ですけども、この給食センターの設備運営、これだけ稼働率といいますか、2,000食受容するに値する場所が千いくらかで済んできたということの、根本的な考え方は何年かけて検討しなきゃいけないと思うんで、その辺の検討は私は必要だと思って質問するので、どなたでも結構ですけど。もし、その辺について考えがあればお聞かせいただきたいのですが。

○委員長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 中館議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に先ほど、児童生徒数の方、先ほど申し上げましたが、すみません、29年度の数ではなくて、28年度の数というところで1,248でございます。こちらの方、よろしくお願いをします。

それから、今後の給食センターの在り方についてでございますが、三戸郡の給食センターの所長会がございまして、そちらの方でも話題になっておりますが、この子どもさんの人数が減っているという現状をですね、今話題にしているところでございます。

南部町でも21年から29年度、今年度においては、子どもさんの数が574名の減となっております。ですので、今後もこれがふえていくということは中々、難しいところでございますので、今後は広域的に考えることも必要になってくるのではないかなとは思いますが、具体的には学校給食センターの運営委員会の方で現状をお示しをいたしまして、今後の方針等を相談をしながら進

めてまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり認定されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 議案第65号、平成28年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは議案第65号、平成28年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

決算書の170ページと171ページをお開き願います。最初に歳入の収入済額についてご説明いたします。

1 款、1 項、1 目、1 節、農林漁業体験実習館使用料ですが、収入済額は1,643万1,875円で、

前年より231万2,463円の増となっておりますが、これは入浴料の65歳以上の無料利用分として186万6,810円が収入になったことが主な要因であります。

2款、1項、1目、1節、物品売払い収入ですが、収入済額は3,165万6,717円で、前年度より24万9,609円の減となっております。これは、レストランの利用者が97名減少したほか、宴会の料理単価の減少によるものであります。

3款、1項、1目、1節、一般会計繰入金は2,460万円で、前年度より270万円の減となっております。

4款、1項、1目、1節、繰越金は4万6,976円で、前年度からの繰越金であります。

以上、歳入合計額は、7,273万5,568円となっております。

次に、172ページと173ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

1款、1項、1目、7節の賃金は2,418万5,548円で、当初予算で見込んでいた数の臨時職員を確保できなかったため、225万452円の不用額が生じております。

11節の需用費ですが、支出済額は2,829万1,711円、前年度より170万9,476円の減となっております。

この減となった内訳としましては、まず増えたものとしては、灯油代が11万2,345円増えておりまして、後は全て減ったものでございますが、A重油の単価が下がったことによりまして47万6,770円の減、ガスも同じく単価が下がったことによりまして24万583円の減、そして修繕費は去年に比べて修繕が少なかったものですから、150万4,114円の減となっております、総額でこのような減となっております。

次に、13節の委託料ですが、支出済額547万7,220円のうち、清掃委託料が400万1,400円とほとんどを占め、その他はエレベーターの保守点検や電気保安全管理等の施設管理となっております。

15節の工事請負費ですが、チェリウスの中庭の出窓を。出窓を出窓じゃなくするというそういう改修工事がございまして、それが278万8,560円となっております。

173ページの一番の下段、歳出合計は7,268万6,740円で、前年度に比較して61万6,677円少なくなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 171ページに関わる物品売払収入のところです。

過去に3,600万位売り上げた時があるんですね実際には。ですからここで約200万位上がると相当この経営状態がすごくいい経営になってくるだろうと見ていたんですけども。これがやっぱレストラン部門、宴会部門っていうところは、全体的に少なくなったのか、その辺のちょっとデーター何かあればお聞きしたいんですが。

それから一つ、歳出の方で賄い材料費が出て、これは全て入札でやってるのか、それとも特命仕入れかその辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） まずは物品売払収入ですが、大きく分けますと料理、料理というのは宴会等の料理です。あともちろん、レストランの料理も含みます。飲み物、そして売店の収入です。そしてあと、その他といいまして、事業のフルーツパーラーとかそういう事業をやっておりますので、そういう収入に大きく分けられます。

先ほども申しましたが、料理に関しては宴会の単価が下がってございます。一人頭の単価にしますと、大体、ザックリとしたところでいうと25円下がっています。大したことない金額なのですけれども、それでいくと1,800人位の人数がありますので、大体、20万くらいの減ということになりますので。意外とこの料理の単価が少し、4,000円のものを頼むか3,500円のものを頼むかによって大幅に違ってくるということで。ちょっとチェリウスの職員からも聞いておりますが、やはり最近はどうしても料理の単価を抑えるという傾向があるというふうに聞いております。その部分で料理は年々、単価が減っているということ、そこがまず大きな要因でございます。

それに対しまして、飲み物に関しては割と安定的に同じ位のそんなに増減がない状態。飲み物というのはアルコール類ですけれども。それは安定的な収入になってございます。

そして売店でございますが、売店は確かに増減があるんですけども、全体に占める割合が2%位なものですから、さほど数字に影響するものではございませんが、具体的には売れているのは風呂上がりのアイスクリームと牛乳、そしてあるいは「けやぐ」等で持ってくる農産物加工品というようなものと聞いております。

あともう一つですね、賄い費の方ですけれども、これは入札ということではございません。そこそこで様々な項目がありますので。例えば味噌買う時は味噌を買うという、そういうふうな形で、とくにそれで入札ということではやっていないものではございません。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） その点はわかりました。ただ、入浴料が上がったと、増えていると。これは私、自分の功績があったなと思って、私はそこに「直接バスが上がるようなバス路線を作ってくれ」ってこと言ったら、早速、町長の方から許可が出て、南地区から来るバスがそこに上がるようになったんですよ。

そして、お風呂入って帰れるバスダイヤを組んでもらうということで。私は地元の老人には「行け行け」って言っているんですよ。「もう100円で、それで行けるんだからなんぼでも使いなさい」と言ってそれがまあ、効果があったかどうかわかりませんが。その中で逆に売店の売り上げが減っているというのは。というのは私が前にちょっと担当課長に検討してみてもらえってお願いしたことあったんですが。利用している方にバーデは休息できる場所があると。風呂入った後、のんびりとしてそこで、まあ、牛乳も飲む、ジュースも飲んで時間つぶして来れるんだけど、チェリウスはそういう場所がないということで1回、「検討してみてもらえないか」と言ったら、「いや色々な人件費その他で無理だって」答えがあったんです。

ただ、中庭のどっかの片方でも屋根をかけてあそこに休息できるスペースを作ることによって、やっぱり入浴に行った方が更にそこでのんびりして売り上げにも貢献あるんじゃないかと私もずっと前から考えてたもんですから、その辺のところも一つ、検討して。前に、前回の時に一般質問でチェリウスもちょっと改革して拠点にしたらどうかなという提案もしたんですけれども。そういうところも一つ、考えてみる余地はないでしょうか。

担当課長としてどうでしょう。そういう検討して、やっぱり利用される方が喜んで利用できるような施設に変えていくとやっぱそっから逆にレストランその他の売り上げも上げていくってというような恰好を全体で考えていく必要があるかと思うんですけども、その辺についても何か今後検討してみたいとか色々あるかと思うんですけど、その辺のちょっと担当課の考えをお聞きたいします。

○委員長（工藤正孝君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 今ご提案をいただきました件でございますが、全てのこ

提案といいますか、全ての選択肢について「これはない」というものは当然、一切ございませんので、今ご提案のあったことも含めまして、全てチェリウスの収入が増えるためということであれば、全て検討させていただきたいと思います。

また、チェリウスにつきましては、当初、入浴ということを主の目的として建設したものではありませんので、バーデと違いまして、確かに休憩場所というのはないわけですが、そこは、費用対効果というのも当然、発生してくると思いますので、広く、全ての選択肢を検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり認定されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第66号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の175ページをお開きください。

議案第66号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。176、177ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、調定額は30億2,988万605円、収入済額は28億4,378万8,104円で前年度と比較しますと、金額で1億3,792万4,515円の減、率で4.63%の減となっております。また、不納欠損額が1,608万7,144円、収入未済額が1億7,000万5,357円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。180、181ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は27億9,718万2,761円で、前年度と比較しますと金額で1億8,261万9,523円の減、率で6.13%の減となっております。

平成28年度におきましては、国民健康保険の被保険者数の減少、それとこれに伴う医療費の減等によりまして、歳入、歳出ともに前年度と比較して減額となっております。

歳入歳出差引残額は4,660万5,343円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。182、183ページをお開きください。

上段、1款の国民健康保険税でございますが、調定額6億8,962万253円に対しまして、収入済額が5億357万8,887円、不納欠損額が1,608万7,144円、収入未済額が1億6,995万4,222円となっております。

収納率ですが、1目の1節から3節までを合わせまして一般被保険者の現年分の収納率が94.72%、2目の1節から3節までを合わせまして退職被保険者の現年分の収納率が97.92%、1目の4節から6節までを合わせまして一般被保険者の滞納繰越分の収納率が16.10%、2目の4節から6節までを合わせまして退職被保険者の滞納繰越分の収納率が30.05%となっております。

次のページ、184、185ページをお開きください。

上段、3款、国庫支出金でございますが、医療費等に対する国からの負担金及び補助金で、収入済額は合わせまして6億7,680万3,300円でございます。

下段、4款、療養給付費交付金でございますが、退職被保険者にかかる医療費の費用負担等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、収入済額は9,427万7,227円でございます。

次のページ、186、187ページをお開きください。

上段、5款、前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者にかかる医療費の費用負担について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前期高齢者の国保への加入率の増に伴いまして、収入済額は前年比9,707万7,130円増の5億759万7,190円となっております。

その下、6款、県支出金でございますが、医療費等に対する県からの負担金及び補助金で、収入済額は合わせまして1億4,665万8,569円でございます。

その下、7款、共同事業交付金でございますが、青森県国民健康保険団体連合会から交付されるもので、収入済額は6億5,269万2,452円でございます。

次のページ、188、189ページをお開きください。

上段、9款2項1目、一般会計繰入金でございますが、1節、出産育児一時金繰入金から5節、健康センター管理費繰入金まで、収入済額は合わせまして2億5,375万4,890円でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。194、195ページをお開きください。

中段の2款、保険給付費でございますが、1項、療養諸費の支出済額が13億6,600万9,271円、2項、高額療養費の支出済額が1億8,248万6,719円、合わせまして15億5,652万9,990円となっており、前年度と比較しますと、金額で1億1,570万6,731円の減、率で6.92%の減となっております。これは、はじめにご説明しましたとおり、被保険者数の減少に伴う医療費の減、及び400万円以上の超高額医療費が例年に比べて少なかったことが主な要因でございます。

次のページ、196、197ページをお開きください。

中段、3款、後期高齢者支援金でございますが、これは後期高齢者、75歳以上の方ですが、後期高齢者医療費分の社会保険診療報酬支払基金への負担金でありまして、支出済額が3億270万333円となっております。

次のページ、198、199ページをお開きください。

中段、6款、介護納付金でございますが、国保加入の介護保険の2号被保険者分、40歳以上65歳未満の方ですが、2号被保険者分の社会保険診療報酬支払基金への納付金でありまして、支出済額が1億4,255万4,391円となっております。

その下、7款、共同事業拠出金でございますが、これは青森県国民健康保険団体連合会への拠出金でありまして、支出済額が6億6,334万6,102円となっております。

次のページ、200、201ページをお開きください。

下段、8款3項1目、施設管理費でございますが、これは健康センターの管理費でございます。

支出済額が4,020万6,969円で、職員の人件費をはじめ、次のページ、202・203ページをお開きください。消耗品費、光熱水費、各種設備の保守点検等の業務委託料など、健康センターの維持管理の経費でございます。

次に、206ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

表の区分の5と6の部分でございますが、平成28年度のいわゆる余剰金4,660万5,000円のうち、1,553万5,000円を国民健康保険特別会計の財政調整基金に積み立てるものでございます。

最後に、208ページをお開きください。

基金の状況でございますが、国民健康保険特別会計財政調整基金の平成27年度末現在高の3億6,715万1,000円に72万8,000円を積立て、平成28年度末現在高は3億6,787万9,000円となっております。

また、国民健康保険高額療養費貸付基金は、平成28年度末現在高で1,204万9,000円でありまして、貸付実績はゼロ件となっているものであります。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） あまりないと担当課長に申し訳ないものですから質問します。

183ページの滞納繰越金、これも町税の時も質問しましたけれども、相当、増えています。増額、不納欠損額まで出してきたということで、これの処理の仕方ですね、これは、町税と同じような理由が成り立つのかもしれませんが。その辺のもし、具体的に増えた、ここまで増えた理由わかればお聞きします。

それからもう一つ、この国保、来年4月からは県で管理するということが決定しているはずで。ですから、我々とすれば、例えば、保険者の名前も、工藤祐直じゃなくて、三村知事の名前を書いた保健証が配られるのか。それから保険料が、新聞でもちょっと問題になっておりましたけれども、「上がるのか下がるのかどうなるんだ」と。

それからもう一つはですね、町で今度こうなってくると、この特別会計ってこの処理の会計処理が、事務その他は町村にやるってことになっていましたけれど、こういう、一般会計からの繰り入れだとか、そういうものの処理、会計処理がどういうふうになっていくのか、根本的なところそこらちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは、私の方から、不納欠損額が大変増えている。ほぼ倍増となっております。この理由についてご説明を申し上げます。

理由は、昨日の一般会計の税の不納欠損の処分の理由と同じでございます。県等からの指導によりまして、5年を経過した滞納に対して、その時効の延長を証明できる明らかな書類がない場合は、不納欠損処分をしなければならないという指導がございましたので、それに基づき、不納欠損の処分を行ったものでございます。

国保税に関しましては、不納欠損処分をした被保険者の方が61名分、平成7年度分から、平成23年度分まで1,687万1,044円を不納欠損処分したものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 残りのご質問、まず1点目が県が保険者となるというご質問でございましたが。来年度、平成30年度から、中館議員おっしゃるとおり、正確に申しますと、県も保険者になるということでございます。

市町村が現在、保険者になっておりますが、これに青森県が加わるということでございます。

従いまして、今、保険証のことが質問に出されましたけど、保険証に例えば、県知事と南部町長が併記されるのか、併記されるというニュアンスになります。県が加わりますから。

ただ、現実的にそれをどうするかというのは、現在、事務的な細かいことについては、検討してございます。

イメージとしては、県が加わりますから、保険者は青森県及び南部町というイメージでございます。実際はどう保険証を交付するかについては現在、4月、来年度の1日に向けて細かい点、事務等々の細かい点に等々は今、検討しているところでございます。

それから、会計処理の件でございますが、今、県から国保会計の款項目の例が示されてございます。ですから、来年度予算につきましては、かなり款項目の入れ替え等々が入れ替えがあると思います。それも今現在、検討、全市町村で協議を重ねて検討しているところでございます。

もう一つ、もう1点ですが、保険料につきましては、4月1日に現実としてどうなるかってい

うのは、今これも検討しているところでございますが、方向的には、従来と変わらず、各市町村ごとの保険料になると見込まれてございます。

ただし、今後、どれ位年数がかかるかわかりませんが、県内全て同じ保険料になるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） これは私、新聞って広報ですから、青森県も一本化に向けて検討する団体に載っていましたよね。青森県も将来はもう、すぐっていうんじゃないけども検討するというものであれば、その方向だろうと思う。ただ、私はもう一つですね、町の特別会計として引き続き処理していくってことになるんですかこれが。

この辺もう一度、確認します。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 特別会計につきましては、引き続き国民健康保険会計を継続していきます。

ただ、先ほど言ったとおり、予算の中身が今、県から示されてございまして、来年度予算につきましては、内容が変わっていきます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私ちょっと気にするこの未収入額がボーンとありますよね。だから私は「これを一気に町村で解決してから来い」って言うかと思って心配していたのですよ。これを「ゼロにして、改めて来なさい」と。全部それを責任もって処理してからやるんじゃないかなと。それとも、そのまま預けて、町が全然関係ないのであればこれが一番、簡単でしょうけど。

その辺の処理の仕方が、恐らく、このままの繰越金をもってまた4月1日からの会計処理もされていくものなのか、その辺の具体的なもし、もう半年前ですからね。

検討されているだろうと思って、もう一度、ちょっとその辺の確認ですけれども。どういう指示といたしますか、何か検討されているかどうか、お聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問、滞納繰越分のことでございますが、これも含め、国保会計には財政調整基金、それぞれの市町村にあるわけでございますが、現段階では、県ではそれぞれで持っている基金、それから当然、今度はマイナスの方の今の繰越分でございますが。県としてはそれを調整するとか、そういうのは現段階では考えていない。

従いまして、基金も滞納分もこのまま引き続いて、来年度から県も保険者に加わりますが、そのまま引き続いていくものと考えてございます。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり認定されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第67号、平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認

定について議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の209ページをお開きください。

議案第67号、平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。210、211ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり調定額は27億6,737万6,222円、収入済額は27億5,996万1,072円でございます。また、不納欠損額が193万2,350円、収入未済額が548万2,800円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。212、213ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は27億3,597万8,346円となっております。歳入歳出差引残額は、2,398万2,726円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。214、215ページをお開きください。

上段、1款1項1目、第1号被保険者保険料でございますが、調定額5億535万1,850円に對しまして、収入済額が4億9,793万6,700円、不納欠損額が193万2,350円、収入未済額が548万2,800円となっております。

収納率ですが、1節と2節が現年度分でありまして、合わせまして現年度分が99.38%、3節の滞納繰越分が19.69%となっております。

下段、3款1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金でございますが、収入済額が4億7,387万3,879円となっております。これは、介護保険の保険給付費に対する国の負担分でございます。施設サービスでは給付費の15%、施設以外の介護サービスでは20%が国から交付されるものでございます。

その下、3款2項、国庫補助金、1目、調整交付金でございますが、収入済額が2億1,981万2,000円となっております。これは、市町村間の保険料基準額の格差を是正するための調整交付金で、75歳以上の後期高齢者の加入割合や65歳以上の第1号被保険者の所得分布状況に基づき、交付割合が算定されるもので、平成28年度は給付費の8.91%が交付されております。

その下、3款2項2目、地域支援事業交付金、介護予防事業費でございますが、収入済額が587万7,000円となっております。

次のページ、216、217ページをお開きください。

上段、3款2項3目、地域支援事業交付金、包括的・任意事業でございますが、収入済額が848万4,840円となっております。これらは、地域支援事業に対する国の補助金でございますが、介護予防事業では事業費の25%、包括的支援事業及び任意事業では39%が国から交付されるものでございます。

その下、3款2項5目、介護ロボット導入促進事業費補助金でございますが、収入済額が179万1,000円となっております。これは、介護ロボットの導入を支援し、介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する経費につきまして、国から補助金が交付されたものでございます。

中段、4款1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金の収入済額が7億1,429万8,346円、同じく2目、地域支援事業支援交付金の収入済額が572万1,000円となっております。これらは、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の中から、保険給付費及び地域支援事業のうちの介護予防事業に対しまして、給付費及び事業費の28%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

下段、5款1項、県負担金、1目、介護給付費負担金でございますが、収入済額が3億6,120万2,768円となっております。これは、保険給付費に対する県の負担分でございますが、施設サービスでは給付費の17.5%、施設以外の介護サービスでは12.5%が県から交付されるものでございます。

一番下、5款3項、県補助金、1目、地域支援事業交付金、介護予防事業でございますが、収入済額が293万8,500円となっております。

次のページ、218、219ページをお開きください。

上段、5款3項2目、地域支援事業交付金、包括的・任意事業でございますが、収入済額が424万2,420円となっております。これらは、地域支援事業に対する県の補助金でございますが、介護予防事業では事業費の12.5%、包括的支援事業及び任意事業では19.5%が県から交付されるものでございます。

その下、5款3項3目、地域医療介護総合確保基金補助金でございますが、収入済額が6,400万円となっております。これは、県の地域医療総合確保基金を活用した、地域密着型サービス施設等の整備に対する県の補助金で、平成27年度から繰り越したものであります。この補助金によりまして、町内の2事業所がいわゆる認知症のグループホームを整備したところでございます。

下段、7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目、介護給付費繰入金から5目、低所得

者保険料軽減繰入金まで、合わせまして収入済額が3億7,726万3,920円となっております。これは、1目、介護給付費繰入金の収入済額3億1,312万8,580円でございますが、保険給付費に対する町の負担分であり、介護給付費の12.5%を一般会計から繰入れたものでございます。2目、その他一般会計繰入金の収入済額5,006万6,450円でございますが、職員の人件費分及び事務費等を一般会計から繰入れたものでございます。3目、地域支援事業交付金及び4目、地域支援事業交付金でございますが、地域支援事業に対する町の負担分であり、介護予防事業では事業費の12.5%、包括的、任意事業では19.5%を一般会計から繰入れたものでございます。5目、低所得者保険料軽減繰入金でございますが、低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰入れたものでございます。

次のページ、220、221ページをお開きください。

中段、8款1項1目、繰越金でございますが、収入済額が1,943万6,874円となっております。

下段、9款2項2目、返納金でございますが、収入済額が224万6,008円となっております。これは、主なものとしては備考欄でございますが、介護保険事業所の指定取り消しに伴う介護給付費等の返還金216万9,036円でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。222・223ページをお開きください。

上段、1款1項1目、一般管理費でございますが、支出済額が1億389万3,007円となっております。主な支出は、職員3人分の人件費のほか、13節、委託料の介護保険システム改修業務が716万400円、18節、備品購入費の介護保険システム機器が641万5,956円でございます。また、19節、負担金補助及び交付金の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金6,400万円でございますが、これは、県の地域医療総合確保基金を活用した、地域密着型サービス施設等を整備する事業者に対する、基準額が1施設当たり3,200万円の補助金でございます。平成27年度から繰り越したもので、2つの事業所に対しまして補助し、いわゆる認知症のグループホーム2ユニット分が整備されております。同じく、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金の179万1,000円でございますが、これは、介護従事者の負担の軽減を図るため、介護ロボットを導入する介護サービス事業者に対する補助金でございます。2つの事業所に対しまして補助し、ベッドや布団から離れたところにいても、利用者の呼吸、心拍、体の動きなどの状態を把握できるマット型センサーが購入されております。

次のページ、224、225ページをお開きください。

2款1項、保険給付費でございますが、ここは介護保険に係る介護サービスの給付費でございます。1目、介護サービス等諸費から、次のページの6目、介護予防サービス等諸費まで。ま

た前ページにお戻りください。合わせまして支出済額が25億775万9,672円となっております。前年度と比較しますと、金額で4,449万7,452円の増、率で1.81%の増となっております。

また次のページ、226、227ページをお開きください。

中段、3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費でございますが、ここは介護予防の各種事業に係る項でございます。1目、二次予防事業費から、次のページの3目、総合事業費精算金まで。また前ページにお戻りください。合わせまして支出済額が2,249万8,687円となっております。

主な支出といたしましては、1目、二次予防事業費の職員2名分の人件費のほか、13節、委託料の運動器の機能向上事業及び口腔機能向上事業の委託料144万40円でございます。

また次のページ、228、229ページをお開きください。

2目、一次予防事業費の13節、委託料ですが、各種介護予防教室等の委託料319万6,820円でございます。

中段、3款2項、包括的支援事業、任意事業費でございますが、ここは地域包括支援センターの運營業務に係る項でございます。1目、介護予防ケアマネジメント事業費から、次のページの5目、任意事業費まで。また前ページにお戻りください。合わせまして支出済額が2,124万9,895円となっております。

主な支出といたしましては、2目、総合相談事業費の13節、委託料、ランチ型総合相談窓口業務749万6,460円、高齢者実態把握業務266万5,740円、また、第7期の介護保険事業計画策定のための基礎資料となる、新しい総合事業に係る生活支援体制整備に向けた実態調査業務379万800円でございます。

次のページ、230、231ページをお開きください。

5目、任意事業費でございますが、地域の実情に応じて必要な介護予防のための支援を任意で行う事業費で、当町では、町内事業所の介護支援専門員の資質向上や相互連携を図る事業、家族介護者への支援、成年後見制度の利用支援などの事業を実施しているところでございます。主な支出といたしましては、職員1名分の人件費のほか、20節、扶助費の介護用品の支給60万4,464円でございます。

中段、4款1項1目、介護給付費準備基金積立金でございますが、支出済額が3,500万1,769円となっております。これは、介護保険の財政安定化を図るため、介護給付費準備基金に積み立てたものでございます。

その下、5款1項2目、財政安定化基金償還金でございますが、支出済額が833万3,333円とな

っております。これは、平成26年度に介護保険財政の財源不足分として県の介護保険財政安定化基金から2,500万円の貸し付けを受けておりまして、この貸付金に対する償還金でございます。

3年間で償還することとなっており、平成28年度は2年目の償還でございます。

次のページ、232、233ページをお開きください。

6款1項2目、償還金でございますが、支出済額が2,477万3,554円となっております。これは、事業費の確定に伴いまして、国、県、社会保険診療報酬支払基金への前年度超過交付分の返還金でございます。

最後に、235ページをお開きください。

基金の状況でございますが、介護給付費準備基金の平成27年度末現在高がゼロ円に対し、5,697万円を積立て、平成28年度末現在高は5,697万円となっております。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりましたがここで、11時15分まで休憩といたします。

（午前11時06分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩を前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 議案第67号の質疑を行います。質疑ありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は215ページになりますけれども、ここの中の節、現年度分徴収保険料、それから3節の滞納繰越分ってこうあるんですけども、金額はどうとかっていうことではなくて、実はある時に、うちのお袋が窓口に行ってデイサービスを申請したら、「お宅のおばあさんが介護保険料を納めていないよ」と言われたと。それでデイサービスを使えないというのをちょっとしゃべったんですよ。

ちょっと私伺ただけど、まず、介護保険料は若い時、65歳まではそれぞれ国保であり、社会保険から引かれていくわけですけども、65歳になると今度、年金から引かれるというふうになっていますよね。

例えばその方が、要するに国保税も払っていなかったとか、年金に入っていなかったとかって

いうのであって、払ってないのかどうかちょっとわからないんだけど、まず、そういう場合に、要はもし、どういうふうな処理になるのかちょっと教えていただければと思います。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まず介護保険料を納めていないとなりますと、罰則といいますか、ペナルティーが発生してきます。段階がございますが、サービスを受けられない場合もございますし、サービスを受けた場合は1割の負担を払わなきゃならないんですけど、その負担金が増額したり、さまざまパターンがございますが、まず、保険料を払っていない場合にはそのようなペナルティーが発生してきます。

以上でございます。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり認定されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第68号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の237ページをお開きください。

議案第68号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、ご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。238、239ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、収入済額は2,951万7,600円でございます。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。240、241ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は2,951万7,600円となっております。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。242、243ページをお開きください。

上段、1款1項1目、居宅介護支援計画費でございますが、収入済額が501万2,240円でございます。これは、町直営の居宅介護支援事業所が、要介護1から要介護5までの利用者に係る居宅介護サービス計画費収入、いわゆるケアプラン作成等の居宅介護支援業務分について、介護報酬として国民健康保険団体連合会から支払いを受けたものでございます。

その下、1款1項2目、介護予防支援計画費でございますが、収入済額が621万4,800円でございます。

これは、介護予防支援事業所である当町の地域包括支援センターが、要支援1から要支援2の利用者に係る介護予防サービス計画費収入、いわゆるケアプラン作成等の介護予防支援業務分について、介護報酬として「国民健康保険団体連合会」から支払いを受けたものでございます。

その下、1款1項3目、訪問看護事業費でございますが、収入済額が5万8,570円でございます。これは、町直営の訪問看護ステーションが実施した訪問看護サービスについて、1節、訪問看護事業費は介護報酬として「国民健康保険団体連合会」から支払いを受けたもの、2節、利用者負担金はサービス利用者から支払いを受けた一部負担金であります。

中段、2款1項1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が1,823万1,990円でございます。これは、居宅介護支援に係る事業費の財源不足分179万4,360円と訪問看護サービスに係る事業費の財源不足分1,643万7,630円を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。244、245ページをお開きください。

上段、1款1項1目、居宅介護支援事業費でございますが、支出済額が1,302万1,400円となっております。

主な支出は、職員1人分の人件費のほか、13節、委託料の備考欄になりますが、介護予防支援業務として494万7,600円を支出したものでございます。この介護予防支援業務は、要支援1から要支援2の利用者に係るケアプラン作成を地域包括支援センターから民間の居宅介護支援事業所に委託したものでございます。

下段、1款1項2目、訪問看護サービス事業費でございますが、支出済額が1,649万6,200円となっております。主な支出は、このページから次の246、247ページにかけまして、職員2名分の人件費でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページ数は243ページになりますけども、中段にあります訪問看護事業。収入済額が5万2,713円っていうことですが、利用者は何名ぐらいですか。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） すみません、後ほどお知らせしたいと思います。

○委員長（工藤正孝君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 人数は五万くらいですので、大したことはないかと思うんですけれども、歳出の方で結局、職員2名置いて、1,600万以上の経費がかかって5万3,000円の収入しかない。

実際、訪問看護事業が動いていないという現実はあると思うんですけれども、これは、医療センターの看護師さんが現実として動くっていう形になっているんですか。

○委員長（工藤正孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君）　ただ今のご質問にお答え申し上げます。

訪問看護ステーションにつきましては、ただ今の夏堀議員のおっしゃる医療センターの職員ではなくて、健康福祉課の職員３人、医療センターの方は医療センターでそちらの職員という配属といたしますか、所属になってございます。

○委員長（工藤正孝君）　夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君）　健康センターの職員３人ということですが、現実としてこの数字を見ると稼働していないということはこの職員３人は普段、何をしているんでしょうっていうような気持ちになるのですけれども。

まあ何かしらの仕事をしていると思うんですけれども、せっかくこの訪問看護、現在結構、需要があると思うんです。ですので、うまく医療センターと連携して、それをちゃんと回していけば、この1,600万っていうのはペイできるわけですね。

なので、意図があって訪問看護事業を始めたというのとはわかるのですけれども、やっぱり、始めたからには採算を取れるように、現実、事業が回るようにしていただきたいなと、そういうふうに思って質問しました。

以上です。

○委員長（工藤正孝君）　他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第69号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは決算書の249ページをお開きください。

議案第69号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、ご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。250、251ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、調定額は1億9,227万8,481円、収入済額は1億9,149万1,281円、収入未済額は78万7,200円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。252、253ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は1億9,149万984円となっております。歳入歳出差引残額は297円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。254、255ページをお開きください。

上段、1款、後期高齢者医療保険料でございますが、調定額1億598万900円に対しまして、収入済額は1億519万3,700円となっております。収納率は99.26%でございます。

その下の中段、3款1項1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が7,234万1,701円で、内訳といたしまして、備考欄ですが、軽減保険料の補填分として保険基盤安定繰入金が7,188万4,701円、事務費等の繰入金が45万7,000円でございます。

次のページ、256・257ページをお開きください。

6款1項1目、広域連合健診委託金でございますが、収入済額が762万1,048円となっており、「青森県後期高齢者医療広域連合」からの健診の委託金でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。258、259ページをお開きください。

上段、１款１項１目、一般管理費でございますが、支出済額が１,０８２万１,６４２円となっております。主な支出といたしましては、１３節、委託料の１,０１５万９,３８９円で、内訳といたしまして、備考欄ですが、後期高齢者健康診査の委託料が７０１万３,１７２円、後期高齢者医療システム保守業務の委託料が３１４万６,２１７円となっております。

その下、１款２項１目、徴収費でございますが、支出済額が３０９万８,９４１円となっております。主な支出といたしましては、１３節、委託料の２５１万６,４００円で、後期高齢者医療保険料システムの改修業務の委託料でございます。

次に、その下、２款１項１目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは「青森県後期高齢者医療広域連合」への納付金でございます。支出済額は１億７,７４４万２０１円となっております。内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料分が１億５５５万５,５００円、後期高齢者医療保険基盤安定分が７,１８８万４,７０１円となっております。

以上で、議案第６９号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君）説明が終わりました。質疑を行います。質疑りませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます、これで討論を終わります。

議案第６９号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第６９号は原案のとおり認定されました。

◎議案第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 議案第70号、平成28年度南部町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） それでは、263ページをお開き願います。

議案第70号、平成28年度南部町病院事業会計決算についてご説明いたします。

270ページをお開き願います。

はじめに、損益計算書により収益的収入及び支出について主なものをご説明いたします。

1の医業収益でございますが、（1）入院収益は4億7,554万7,720円でございます。（2）外来収益は3億1,995万3,457円でございます。（3）その他医業収益は1億652万5,869円で、主なものは、居宅療養や訪問看護などの介護保険収益や特定健診、予防接種などの公衆衛生活動収益、他会計負担金でございます。

医業収益の合計は9億202万7,046円で、前年度と比較して6,693万6,175円の減となっております。

次に2の医業費用でございますが、（1）給与費は6億6,540万4,472円で、職員の給料及び手当、パート医師の報酬、臨時職員の賃金、共済組合などの負担金でございます。（2）材料費は1億1,081万4,648円で、薬品費や診療材料費、給食材料費でございます。（3）経費は1億4,418万4,022円で、光熱水費や燃料費、修繕費、委託料などがございます。（4）減価償却費は9,572万3,986円で、前年度より1,338万6,755円減となっております。（5）資産減耗費は27万6,863円で、棚卸しに伴う薬品の処分費用でございます。（6）研究研修費は149万5,672円で、医学書などの購入や医師、看護師などの研修会参加に伴う経費でございます。

医業費用の合計は10億1,789万9,663円で、前年度と比較して534万1,769円の減となっております。

3の医業外収益でございますが、（1）受取利息配当金は10万9,073円で、普通預金及び定期預金の利息でございます。（2）他会計負担金1億7,039万9,000円と（3）他会計補助金3,290万5,000円は、繰出基準に基づき一般会計から繰入されたものでございます。（6）長期前受金戻し入れは4,616万1,463円で、建設改良費に充てられた補助金等について、収益化したものでございます。

医業外収益の合計は2億5,474万9,269円で、前年度と比較して1億3,821万2,166円の増加となっております。

4の医業外費用でございますが、（１）支払利息及び企業債取扱諸費は1,646万1,035円で、企業債の利息支払い分でございます。（３）長期前払消費税勘定償却は558万6,471円で、建物及び機械備品の消費税分を償却したものでございます。（４）雑損失は2,735万9,925円で、医業費用及び医業外費用に係る消費税の控除対象外消費税分でございます。

医業外費用の合計は4,985万1,507円でございます。

5の特別損失でございますが、（１）過年度損益修正損は124万1,580円でございます。

経常利益から特別損失を差し引いた当年度純損失は2億5,063万2,507円となりました。前年度繰越利益剰余金4億4,935万5,629円に、当年度純損失を加えた、当年度未処分利益剰余金は1億9,872万3,122円となりました。

272ページをお開き願います。

次に、貸借対照表についてご説明いたします。

資産の部の下段の方になります、2の流動資産、（１）現金預金でございますが9億9,001万1,530円で、前年度と比較して5,237万3,398円の増加となっております。（２）未収金は1億4,060万6,896円で、国保や社保、後期高齢者医療などの保険請求分その他、健診及び予防接種、医療費の一部負担金などがございます。

流動資産合計は11億3,398万2,947円でございます。

次のページの負債の部上段の3固定負債、（１）企業債は14億7,894万4,307円で、病院事業債及び過疎対策債の未償還額でございます。

4の流動負債、（１）企業債は1,179万4,766円で、1年以内に償還する企業債の額でございます。（２）未払い金は2,898万7,471円で、材料費及び経費の未払い金となっております。

流動負債合計は7,744万6,715円でございます。

流動資産合計額が流動負債合計額を上回っていることから、資金不足などの不良債務はございません。

275ページをお開き願います。

中段の2、業務の（１）業務量でございますが、入院の欄の上段、延べ患者数は2万1,619人で前年度比1,335人の減、病床利用率は89.7%、1人1日当りの診療収入は2万1,997円で、前年度比915円の減となっております。右側の外来ですが、延べ患者数は4万6,265人で前年度比637人の増となっており、1人1日当りの診療収入は6,916円で、前年度比29円の減となっております。

277ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書になります。この計算書は、現金ベースでの収支の状況を表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは通常の業務に係る資金の収支で、1の一番下の業務活動によるキャッシュ・フローの額は5,813万1,475円で、現金ベースにおける収益的収支の黒字額となります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは投資等に係る資金の状態で、2の一番下の投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス568万5,000円となっております。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは借入れや出資による収支で、3の一番下の財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス7万3,077円となっております。

4の資金増加額は5,237万3,398円で、28年度における現金、預金の増加額となっております。

6の資金期末残高は、4の資金増加額と5の資金期首残高を合計したもので9億9,001万1,530円となり、先ほどご説明しました貸借対照表の現金預金の額と同額となっております。

281ページをお開きください。

次に、資本的収入支出についてご説明いたします。

収入の1款、1項、企業債、2項、負担金、3項繰入金の合計は1,491万8,000円で、医療機器購入に要する経費分として、繰入されたものでございます。

支出の1款、1項、1目、医療機器及び備品は388万5,000円で、心電計を更新したものでございます。2項、企業債償還金は、病院事業債の元金償還金で1,139万1,077円でございます。3項、投資は540万円で、医師修学資金3名分の貸付金でございます。

以上で、平成28年度病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 270に示された営業収入未収金が約5,000万減っています。これは、報告書にありますように、入院患者数が一千三百何人、これのまず考えられる要因といたしますか、これをまず一つ、お聞きします。

それからですね、この貸借対照表の中で、未収金1億4,000万を計上しておりましたが、これはさっき説明の中にありましたが、この中でですね、滞納繰越金として出ている数字、これはやっぱりどれ位あるかというのは必要ですので、これはちょっとお聞かせください。

それから、貸倒引当金これは恐らく不納欠損額、普通の通常の決算であれば、不納欠損額に充てて引き当てをしていると思いますので、それがここで発生しているということは、やっぱりそれも処理したということですが、それは、どういう方をどういう形の処理にしたのか、この3点、お聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

入院費の減という、恐らく考えられる要因といたしまして、様々あると思いますが、一番は近隣の町村で療養型の入院施設を行って、入院患者さんが流れたというものと、あと、当院でも医師の充足率は大体4.95人前後となっておりますが、ちょっと現状のままでも若干、手が回らないところがあるというところで、分散化、患者さんが分散化したものと思います。

あと、滞納繰越、要するに未収金です。治療費の未収金ということですが、大体約600万位、この中に含まれております。

今現在、それについては、電話催告、夜間の徴収、戸別訪問とか、医療費なので処分ということとはできませんので、それは、粘り強く交渉というのもちっと当てはまるかどうかかわからないんですが、一応、その対象者の方にはお願いして、納めてもらうようにいたしております。

約1年間でほとんどの方が亡くなられたご家族の方がほぼ多いように見受けられます。なので、いずれにしても放っておくわけにはいかないので、根気強くお願いをしていきたいと思っております。

そして、引当金は要するに先ほど中館議員おっしゃったみたいに、予定してあったものに対しての簡単に言うと「建て替え」みたいな感じで確実に入ってくるということですので、何ら問題はないと思われます。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そうすれば、入院患者減るのは、健康になって入院患者減るならこれはありがたいことなんで、ただそうすると、入院病床の何率っていうんですか、満杯なのか、空いてるのかです。その辺のところはどうなっているのかまず一つ。

さっき色々、未収金のところの処理の仕方、これは当然、病気になっている方を無理やりってというのは中々難しいと思いますけれども。この辺がこれから色々な形でどういうふうにしていくかというのは検討課題だと思いますけどまず、その新しい、せっかく新しく医療を開業して、患者数が減っていくっていうのは、さっきも言いましたけれども健康で減っていくのならこれはいいのしょうけれども、さっき言ったような医療施設その他に逆に転移、転移っていうか、その傾向もあるかなっていう話だったんですが、この辺については、「うちの病院にどうぞ」って歓迎するものちょっとおかしいんでしょうけども。

その辺の対策はどのように考えているかまず、お聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） ただ今の質問ですが、まず、病床利用率は県下の公立病院の中で当医療センターが県で1番に位置されております。

当然、先ほど議員おっしゃったとおり、医療機関ですので営業して歩くわけにもいきませんので、とりわけ真新しいものを何か今までしていなかった事業に取り組んで、お客さんを呼ぶというのも何でしょうか。

皆さんが来やすい病院施設にしていかなければいけないとは考えております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私もその辺があそこは嫌だと思われて、ほかの病院に行くような環境だけは作ってもらいたくないというのがあるもんですから、その辺まあ歓迎するっていう施策もちょっと難しいでしょうけれども、町民が安心してといいますか、町外からも「あそこはいい」と言われるようなぜひ、経営といいますか、前の時も職員の対応も話したこともありますけれども、その辺を十分に気を付けながら一つ、健全経営に向けて頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第70号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

（午前11時57分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）
.....

◎議案第71号及び議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） お諮りします。

議案第71号及び議案第72号の平成28年度南部町公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第71号及び議案第72号を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、決算書の285ページをお願いいたします。

議案第71号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いた

します。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。290、291ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、1 節の公共下水道使用料の収入済額は737万2,220円、収入未済額は2万730円となっております。これは、南部地区の一部を供用開始している下水道使用料でございます。

次に、2 節の公共下水道使用料滞納繰越分の収入済額は4万円となっております。

2 款、国庫支出金の収入済額は6,000万円であります。これは、公共下水道事業補助金であり、基本事業費1億2,000万円に対して50%の補助金となっております。

3 款、繰入金の収入済額は6,677万9,000円であります。一般会計からの繰入金でございます。

5 款、諸収入の収入済額は559万6,466円であります。これは、消費税の確定申告による還付金でございます。

引き続き292、293ページをお願いいたします。

6 款、町債の収入済額は6,130万円であります。公共下水道建設債でございます。

7 款、分担金及び負担金の収入済額は56万円であります。これは、下水道加入による受益者負担金でございます。

下段の歳入合計につきましては、収入済額2億167万4,033円、収入未済額2万730円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。294、295ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の施設管理費でございますが、公共下水道処理施設の維持管理費となっております。

13節、委託料の支出済額は667万1,846円であります。これは、施設の管理委託といたしまして運転管理、電気保守管理、消防用設備保守点検、下水道管理システム保守、また、事務委託といたしまして電算処理、収納事務、排水設備電算入力業務でございます。

次に、2 款、1 項、1 目の公共下水道建設費でございます。ここでは職員2名分の人件費を計上しております。

13節、委託料の支出済額は1,132万9,200円であります。これは、事業計画認可変更設計業務、及び積算業務等3件でございます。

15節、工事請負費の支出済額は1億1,433万9,600円であります。これは、下水道管渠工事5件分となっております。

引き続き296、297ページをお願いいたします。

3 款、公債費といたしまして、元金と利子合わせて4,982万4,799円となっております。これ

は公共下水道事業の借入金を償還したものであります。

下段になります。歳出合計につきましては、支出済額 2 億167万3,569円で、不用額270万7,431円となっております。

また、歳入歳出差引額といたしましては464円となっております。

以上が公共下水道事業の特別会計の決算状況でございます。

引き続き301ページをお願いいたします。議案第72号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。306、307ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、1 節の農業集落排水使用料の収入済額は3,865万5,780円、収入未済額は33万8,700円となっております。

次に、2 節の農業集落排水使用料滞納繰越分の収入済額は31万9,790円、不納欠損額は50万7,520円、収入未済額は74万4,810円となっております。

2 款、繰入金の収入済額は 2 億2,397万6,000円であります。一般会計からの繰入金でございます。

5 款、分担金及び負担金の収入済額は288万円であります。これは、農業集落排水加入による受益者分担金でございます。

引き続き308、309ページをお願いいたします。

下段の歳入合計につきましては、収入済額 2 億6,595万5,008円、不納欠損額50万7,520円、収入未済額108万3,510円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。310、311ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の一般管理費でございます。ここでは職員 1 名分の人件費を計上しております。

次に、1 款、1 項、2 目の施設管理費でございますが、農業集落排水処理施設の維持管理費となっております。

11節、需用費の支出済額は2,708万1,274円ありますが、施設の光熱水費、修繕料等でございます。

13節、委託料の支出済額は2,411万2,138円であります。これは、施設管理委託といたしまして運転管理、電気保守管理、また、事務委託といたしまして電算処理、収納事務、排水設備電算入力業務でございます。

15節、工事請負費の支出済額は86万4,000円あります。これはマンホール維持修繕工事でご

ざいます。

2 款の公債費といたしましては、元金と利子合わせて 1 億 9,778 万 5,278 円となっておりまして、これは農業集落排水事業の借入金を償還したものであります。

引き続き 312、313 ページをお願いいたします。

下段になります。歳出合計につきましては、支出済額 2 億 6,595 万 4,373 円、不用額 115 万 1,627 円となっておりまして、

また、歳入歳出差引額といたしましては 635 円となっております。

以上が農業集落排水事業の特別会計の決算状況でございます。

これで議案第 71 号及び第 72 号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。15 番、馬場又彦君。

○15 番（馬場又彦君） 公共下水道ですけれども、大体、現在の加入件数が何件位かと、全体の進捗率が何パーセント位か、そして、いつ頃までかかるのかかわった範囲で教えてください。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 加入ということですので、先ほど申しました受益者負担金 56 万ということで、公共下水道の方は 14 万が分担金でございますので、4 件ということになります。

小波田地区の管渠整備や 29 年 3 月末現在では、処理人口 1,862 人に対しまして、整備率 55.4%、及び加入率は 23.1%となっております。加入件数の方は、改めて調べて報告しますが、処理人口の整備率 55.4%と加入率 23.1%という。（「いつ頃に終わりますか」の声あり）

最終計画年度は平成 37 年度までとなっております。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。9 番、中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） 295 ページの 1 款、1 項、1 目の 15 節、19 節。これは、予算計上をそれぞれしたので、やっていない。使わないと。これは何を予定してこの 50 万を計上した。

また、ただこの負担金の 14 万が全国町村下水道推進協議会の負担金ということで予算化されて

いたはずなんです、これが何で必要なくなったのか。「負担金もういらない」ってことになったのか。これでそこお聞きします。

それから、307ページの集落排水の方ですけども、加入率が報告書によると65.1%ということで報告あってましたけども、その更に加入促進のそういう活動っていいですか、やっているかどうかということと。

それと、ここに集落排水の繰越金の不納欠損額50万7,520円発生していましたけれども、これは、どういう理由でこの不納欠損額の処理をされたのかをお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 遅れて申し訳ありません。

まず最初の50万円の工事のところですけども、公共下水道の方でもマンホールポンプの回りの修繕工事というようなのをとっておりましたけれども、特別直すところが、直すところっていいですか、補修材等で職員が回り等を直したものですので、大きな工事はなかったということで、この分は不要となったところでございます。

あと、負担金のところですけども、全国町村下水道推進協議会というところへの負担金だったんですけども、途中で変わりましたので、この部分につきましても不用額となっております。

続きまして、農業集落排水の不納欠損ですけども、19年度から23年度分、15人、106件ということで、50万7,520円を不納欠損とさせていただいたものであります。

○委員長（工藤正孝君） 課長、答弁があればでしたら、暫時休憩をとりますよ。準備できますか。

（「いったん休憩していただいて資料を揃えさせていただきます」の声あり）

ここで、暫時の間、休憩します。

（午後 1 時18分）

.....
○委員長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時22分）
.....

○委員長（工藤正孝君） 先ほどの質疑の説明を建設課長にお願いいたします。

○建設課長（川村正則君） 農集排の不納欠損につきましては、地方自治法の第236条による「金銭の給付を目的とする地方普通公共団体の権利は時効に関し、他の法律に定めがあるものを除くほか」とうことで、5年間これを行われない時は時効により消滅するということですので、23年度以前の分のものを不納欠損として今回、出したものであります。

それから農業集落排水の方の整備率ということですが、個々には出しておりませんが、29年3月現在、処理人口6,263人につきまして、加入率、全体的な形で65.1%になっております。

これらについても、広報等により、下水道と同じく加入促進の方をやっておりますけれども、まだまだそれらの情報が足りないと思っていますので、もっと積極的にやりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 先に公共下水のこの負担金の14万、変更になったから必要なくて払わなかったということです。これはもう永久的にそうすれば、次年度からこういう金額が発生しないという解釈ですか。それとも、28年度だけ変更になってこれ負担の額が無くなったのか。恒久的にもう、推進協議会の方に払わなくても良くなるんですか。これをまず一つ、確認。

それからですね、今、集落排水の方の不納欠損額、23年を法によって処理したということ、それはいいですけど、この人は現存して、今現在は使ってるんですか。23年までの不納欠損で処理したと。24年度以降の分もこれ、滞納繰越金の金額の中にこの方は入っている方ですか。その辺もう一度、確認します。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） まず負担金14万は先ほどの説明で、大変不備がありましたけれども、ここの協会に研修等に行くという予定のものが無くなったので負担金を今回減らした。28年度は無くなったということで、大変、申し訳ありません。

ここのこういうところへの研修等々の負担金ということでありましたので、28年度は行かなくなったので、減らしたということになります。

それから、今言われたとおり、24度も使っている方々ですということで確認していますので、それらの名簿に沿って、きちんと集めていくというような形ですけれども、その5年間、5年以前というものになれば、不納欠損で落としていくような形は、これからも出てくるかと思っております。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうなれば、払いませんよこの人は。5年待てば、不納欠損で町で落としてくれると。こういう人現れてきますね。その処理で済むのであれば。

ですから、私、議会ごとにこの「不納欠損の対策、対策」って言うのはそこなんですよ。だから他の町税でもそうだと思いますけども、実際にそこで住んで、そこで利用している人が、法的によって5年前、23年度以前はもう処理しましたっていくとは、その人にはもう請求もいなくなる。そうすれば、あと1年待てばその人は、24年分がまたこういう処理していくということを繰り返し。まあこりゃ悪質に考えればですよ。ですからこの辺については、もっと厳格に対応していかないと、こういう方々がどんどん出てきそうな、悪く考えれば、出てきても不思議じゃないということなんで、その辺に対してはどういう考えですか。お聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 今言ったとおり、溜めている方というのは人数的には少ないんですけれども、要するに件数といいますか、その金額が多いんです。今言ったとおり。

ですから、当年度で何か月か溜めてるという人たちは、人数は多いんですけれども、金額的には個々に見れば少ないというふうな形ですので、それらの方々をいかに重点的に歩くかというのが、これは住宅の家賃もそうですけれども、いったん、1年も2年も溜めてしまうと、平気で待ってくるような状況が見られますので、そういう人たちをいかに集めるかというのは、建設課においても重点課題であるということは認識しておりますので、それらが発生しないように、とにかく歩かなければならないというふうには考えてはおります。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） もう一度確認します。

例えばこういう方に対して、条例とまではいわなくても、使用の仕方、「こういう場合にはあなたのところは止めますよ」ってそういうことも内規で検討していないんですか。

全然、そういうのはなくて、ただ、「行って集めてくる、集めれないものは5年経てば落とす」っていうんじゃないやっぱ、さっきも会話にあった電気でも水道でも払わなければ止められるんですよ実際に。何年も払わないでいると完全にぽんと止められます。行政でも止めてしまうということがあるんですよ。だからそれは、「そこまでやれ」とは言わないけども、やっぱりこういう時にはそういう内規というのを作っておいて、こういう場合にはやっぱりこういうペナルティーありますよっていうところまで検討しておかないと、こういう問題は受益者負担というか、加入して繋がっていれば流せばそっちに流れていくんですから、払わなくても済むのであれば、そういう可能性があるってことで、内規の検討をするということをぜひ、私は必要だと思いますけれども、その辺の検討をお願いしたいと思います。どうですか。

○委員長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 今言ったみたいに止めるというようなことですがけれども、水道料金等になれば、それ自体は止めるというようなことは聞いたことはありますけれども、そういうことにおいて、八戸圏域水道組合に加盟してあります町村で、一度、3年位前からそういうふう下水道料金等を払わない人に対して、水道を止めるような方法はないかというような勉強会も何回か開きましたけれども、水道代は払っていると、下水道代は払わないとなれば、水道を止める根拠がないということになりますので、そこまではそれはできないと。

本来であれば、2つセットで止めれるというのがあればもっといいのですがけれども、そういうふうなところもあって、まだまだ勉強会で全国的なものを見ながらそういうふうなものがないか、もっと町としてというか、そういうふうな形でもっと強制的にできるものはないかというような勉強会はした経緯はございます。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） それはやっぱり、使っている人が悪賢くなりますよ。「片方払ってれば、なんも払わなくても使える」ということが、それが全体に繋がればその辺があるんで、もう一度、庁内でどういうふうにすればこういう、というのが払っている人があるわけだ正直に。大変ながらも払っている人は片方である。片方はこういうことうまく利用して払わないとなればあれですから、もう一度、内部で一つ検討をお願いしたいと思います。終わります。

○副町長（坂本勝二君） ただ今の件につきましては、もう一度、庁内で検討してまいりたいと思います。

というのは、自分が使用したものを払わないで、公的なものを使うというのは、非常に公平を欠く形になりますので、大事なことであります。

もう一度、例えば税のように勤務している方の給料をある程度、生活費を除いて、いくらかでも抑えが効くのかどうか、そしてまた、先ほどの使用の件について色々話がありましたけども、ペナルティーをかけられるのか、できないのか。できない場合には、どういうことでその方に収めていただくようにするかということで、もっと突っ込んで勉強したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号及び議案第72号を一括して採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第71号及び議案第72号は原案のとおり認定されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第73号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 317ページをお開き願います。

議案第73号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

それでは322ページをお願いします。歳入の主なものについて、収入済額でご説明いたします。

1 款、1 項、事業勘定受託金でございます。受託販売代金として買受人の方々から納めていただくもので31億4,314万5,083円でございます。過年度分の受託販売収入未済額はありません。

次に同じページ1 款、1 項、業務勘定使用料についてでございますが941万6,988円となっております。これは、市場施設の仲卸売場、資材倉庫、駐車場、構内からの各使用料として利用者から納めていただくものでございます。

続きまして、同じページ1 款、2 項の手数料について、でございますが、これは、販売代金の7%を出荷者のみなさんから納めていただくもので受託販売手数料でございます。2 億1,965万1,892円となっております。

1 款、業務勘定、合計で2 億2,906万8,880円となっております。

続きまして、同じページの2 款2 項1 目の他会計繰入金についてでございますが2,795万6,000円となっております。これにつきましては、平成20年度からでございますが、市場の営業費用の15%相当額を基準といたしまして、一般会計から繰り入れをしているものでございます。

続きまして、2 款、2 項、2 目、2 節の買受人保証金管理基金繰入金は、買受人3名の廃止に伴いまして、保証金返還のために基金から繰り入れたものです。

次に、324ページをお開き願います。

2 款、3 項、1 目の繰越金でございますが51万3,355円となっております。これは前年度からの繰り越しによる金額でございます。次の4 項、諸収入でございますが270万3,282円であります。基金からの利子、仲卸売場の電気料、加工品ラベル代金などの雑収入でございます。

324ページ1番下の欄をご覧ください。

歳入合計でございますが、予算現額37億8,615万円に対しまして、325ページ1番下の欄をご覧ください。収入済額は34億363万6,600円で歳入全体の執行率は89.90%となりました。

次に326ページをお開き願います。歳出の主なものについて、支出済額でご説明をさせていただきます。

1款、1項、事業勘定受託費でございます。これは受託販売代金として、出荷者のみなさんにお支払いする代金でございます。31億4,314万5,082円となっております。

次に、1款、1項の市場管理費について、でございます。これは、職員の給料、賃金、光熱費など市場施設の維持管理に要する経費のほか、出荷団体ならびに買受人への奨励金2,200万5,390円となっております。

次に329ページの委託費につきましては、昭和41年3月1日開設の市場50周年記念を実施したため前年より多くなっております。

次に備品購入費についてでございますが、業務用備品として市場内の清掃のため、搭乗型清掃機1台124万2,000円、事務用電話機入替としまして118万8,000円などがございます。

次に、公課費でございます。自動車重量税9万1,700円、消費税につきしましては1,698万7,800円となっております。

市場管理費の合計でございますが327ページ、上から6行目、2億5,842万3,838円となっております。

次に、330ページから331ページの下欄をご覧ください。

歳出合計の予算現額37億8,615万円に対しまして、支出済額は34億156万8,920円で歳出全体の執行率は89.84%でございました。

321ページに、お戻りいただきましたと思います。

下段欄外に記載されておりますが、歳入歳出差引残額は206万7,680円となりました。うち、地方自治法第233条の規定によりまして基金への繰入額を103万4,000円とし、翌年度への実質繰り越しとなる額は103万3,680円となります。

これによりまして、市場特別会計における市場財政調整基金については、決算積立と合わせますと3億5,413万円となります。

以上で、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） ページ数の334ページ、基金のところであります、今現在、3億5,923万円基金の積み立てがあります。

今、農家の方々の声を聞くと、リンゴの木箱がないということで、大変、騒がれている状況にあると思うんですね。

多分、その木箱が無いと市場への出荷も量が減ってくる部分も考えられますが、もし、これからの対応として可能であれば、この基金の中からリンゴ箱を購入して販売していく、そういうこともできないのかと。

多分、貯金しても、1億積んでも十何万しかこないのかな。それであれば、箱を買って、箱から手数料を10%でも取れば、その方が利ざやを稼げるのかなってという考えも持ちますし。そういう中で、今、出荷者の現状を市場の方も把握していただいて、対応していただくようにすれば、ますます市場が反映するのではないかなと考えますので、ご考慮の方、よろしくお願ひしたいと思いますが意見がありましたら。

○委員長（工藤正孝君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

毎日のように農家の方々から市場の方へ、市場は木箱を販売しているわけではないので、農産物を販売させていただいているんですけれど、先ほど言いましたように「出荷するための木箱が本当に必要だ」ということで、そのことが痛いほどわかることですが。

何せ、森林組合の方々ともお話をする機会がございまして、「なして木箱の木取りをしないのだっきゃ」って言ったら、「今までやった業者も赤字覚悟でやっていたのだけでも、それもやめてきたし」と。

それで、これをどう解消するかということで、今、段ボールの強化して、リンゴ箱に変わるような強さの段ボール箱を代替えとして検討していくとか、コンテナの貸し出しを考えると、色々考えていかなければならない時期にきたのかなと思っているので、議員の先生方からも知恵をいただきまして、市場出荷を今まで以上に出荷していただくように、鋭意努力していきたいと思っていますので、がんばっていきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

基金、積み立てについては、これからまた色々機会をいただきながら、大切に基金の方は検討させていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（工藤正孝君） 山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、前向きな検討をしてくということでお聞きしましたが、町内にも何か所か製材所さんがあります。今までであれば、箱を作っても利益にならないからやらなかったという部分があって、今の箱の値段であれば十分、それが対応できるかなという人も中にはいると思うんですね。

仮にその箱に「達者村」というシールを貼って、日本全国走って歩けば、すごいコマーシャルにもなるわけですから、その辺はぜひ、検討していただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり認定されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） 次に議案第74号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 決算書の335ページをお開き願います。

議案第74号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

336ページ、337ページをお開き願います。

歳入、収入済額、歳入合計、3億8,489万5,590円です。収入未済額はございません。338ページ、339ページをお開き願います。歳出、支出済額、歳出合計3億7,151万2,433円、翌年度繰越額1,323万4,000円、歳入歳出差引残額1,338万3,157円が翌年度繰越金となります。

340ページ、341ページをお開き願います。

歳入、主なものについて収入済額でご説明いたします。

1款、1項、1目、施設介護サービス費ですが1億6,502万6,078円で、前年度と比較し2,249万1,503円減となっております。これは、介護保険からの介護報酬になります。介護従事臨時職員の募集をしておりますが、人員を満たせないことなどから施設利用者の減となっております。

次に、2款、1項、1目の負担金、収入済額4,177万5,947円。施設利用者から負担していただいております利用料になります。前年度と比較し、259万1,555円減となっております。収入済額の減ですけれども、1款、1項、1目の理由に同じです。滞納繰越分ですが、利用者からの利用料の滞納はございません。

3款、1項、1目使用料、収入済額25万8,519円、前年度比288万2,943円減となっております。28年4月まで南部病院からの共用部分に係る使用料があったものがなくなりました。

4款、1項、1目、一般会計繰入金、収入済額1億7,673万4,000円、前年度と比較して4,133万9,000円増となっております。旧南部病院の建物切り離し関係に伴う事業費の増、また南部病院に委託しておりました給食業務等の変更により、調理用備品、食器等の購入により、繰入金の額が臨時的に多くなっております。

次に、344ページ、345ページをお開き願います。

歳出の主なものについて、支出済額でご説明申しあげます。

1款、1項、1目の一般管理費、支出済額2億8,046万9,464円、繰越明許費1,323万4,000円で支出済額は936万316円減となっております。職員は23名で人件費等ですけれども、前年度比1名

減になっております。

7 節、賃金3,525万129円は、臨時職員賃金のほか、医師賃金 3 カ月分を支払っております。

11 節、需用費1,684万8,708円、前年度と比較して904万6,404円増となっております。ボイラー運転に係る燃料重油及び光熱水費など、委託料で支払っていたものが組み替えになり増となっております。あとは、食器などの消耗品、旧南部病院東棟からの切り離し事業関係に伴う修繕料などによるものです。

346ページ、347ページをお開き願います。

13 節、委託料、支出済額2,206万1,952円、繰越明許費53万7,000円、支出済額は前年度比1,184万4,063円減となっております。医師派遣業務 3 か月分が 7 節、先ほどの賃金払いに振り替わったことにより減じたものと、清掃業務先を変更したこと、あとは暖房給湯業務を委託によって支払っていたものを 5 月から直営で実施したことにより需用費の燃料費、光熱費に振り替わったためです。繰越明許費は53万7,000円、改修工事監理業務委託になっております。

14 節、使用料及び賃借料、支出済額210万2,588円、前年度比858万3,027円減、主な要因として共用施設使用料が減となっております。南部病院へ共用施設の厨房、機械室に係るすべての利用料を支払っていたものが減となったためです。

15 節、工事請負費1,125万7,000円、繰越明許費581万4,000円、前年度比855万7,000円の増。旧南部病院との切離し工事、消防、電気、配管工事などです。新規、特殊要因の工事費でございます。繰越明許費581万4,000円は旧南部病院との切離し工事に係る施設改修工事の繰越になっております。

17 節、公有財産購入費、支出済額163万2,592円、繰越明許費688万3,000円、老健なんぶ建物用地89.95平米の用地取得、設備配管を管理するうえで必要な用地の取得をいたしました。繰越明許費は、調理室、ボイラー室、付属設備等の建物買収によるものです。

348、349ページをお開き願います。

1 款、1 項、2 目、療養費、11 節、需用費、支出済額1,004万2,161円、前年度比184万8,758円減となっております。主なものとして、紙おむつ等の消耗品費、医療費、医薬品費の医薬材料費等の使用する数の減によるものでございます。

13 節、委託料3,117万2,468円、前年度比243万6,310円増、給食業務の増、職員健診業務の増によるものです。

2 款、1 項、1 目、公債費、元金償還金は4,500万円で前年度と同額となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（工藤正孝君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 参考までにですけれども、28年度の入所率は何パーセント位ですか。

○委員長（工藤正孝君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 入所定員70名に対して、入所制限等、職員を確保できないことから46名を目標にしております、42名の平均入所の利用率になっておりました。

○委員長（工藤正孝君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第74号は原案のとおり認定されました。

◎議案第75号から議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（工藤正孝君） お諮りいたします。

この際、議案第75号から議案第80号までの平成28年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての議案6件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第75号から議案第80号までの議案6件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。（「委員長」の声あり）はい、7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 説明を省略して、質疑に入ったらということを提案させていただきます。

○委員長（工藤正孝君） ただ今の、山田賢司委員からの提案のとおり、説明省略でよろしいですか。委員の皆さん。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第75号から議案第80号までの議案6件については、説明を省略いたします。

質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 説明はいいのですが、この内容をちょっと見ますと、ほとんどの財産区が土地を貸して収入を得ているという、収入のほとんどがそうです。

合計で全部の財産区を見れば800万円以上貸した土地からの収入で収入源が保たれているということですが、これは全て町で借り上げている土地ですか。それとも、民間にいつているのがあるかも、わかりますか。町で借り上げているこの6財産区の中で、町で借り上げている財産区と金額わかれば、お願いしたい。

金額は合計してわかりますけど一応、ほとんどなのか、一部なのかそこをお聞きします。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 今、貸している土地ですけども、町だけではございません。

業者の方に貸している用地として提供しているのもありますし、「KDD」さんとか「東北電力」さん等々にも貸し付けている土地もございます。

ただ、大きく面積占める割合というのはやはり、町へ貸している部分というのが多い状況です。

以上です。

○委員長（工藤正孝君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 何も悪いつて意味で質問しているわけではありません。

これは例えば町で借り上げる場合に、契約期間っていいですか、その辺は何年契約位で借りているものですか。

それとも例えば町で「これはもうちょっと値引きしてくれないか」という交渉というのはたまにはやっているものですか。

それともずっと同じような借り方をしているのですか。これは町で借りている場合です。どうでしょう。

○委員長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 大体、期間は概ね5年間で契約してございます。

それ以降については、継続になるのか様々ですけれども、概ね5年間の契約で進めております。

○委員長（工藤正孝君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第75号から議案第80号までの議案6件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第75号から議案第80号までは原案のとおり

認定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（工藤正孝君） 以上で、本委員会に付託されました平成28年度各会計の決算審査は全部終了いたしました。

ここで昨日発生しました沖田面地区での交通事故について、教育長から報告をいただきたいと思います。

○教育長（高橋力也君） 昨日は、いい報告をさせていただきましたけれども、本日はとても残念な事故の報告になります。現在把握していることをご報告申し上げます。

昨日、沖田面例大祭におきまして、このお祭りは午後5時半ごろから始まったそうですが、約1時間経ちまして、よさこいが終了したあたりの7時半ごろ、県道225号線、旧国道の神社のあたりですが、三戸在住の男性24歳運転の乗用車がかなりのスピードで走行しまして、南部中1年男子と向小6年生の男子をはねました。

中学校1年生の方は、かなり体全体を強打したようでして、意識不明の重篤な重体だということです。現在まで。八戸市民病院に搬送されましたけれども、現在までその状況が続いているということです。

一方、小学校6年生の方は、腕と腰をかすり傷負ったということで、しかしながら事故ですので、南部病院の方に検査入院して、昨日一日、入院したということです。

今朝は元気にごはんも食べたということを聞いております。

それを受けまして、両校とも、今日朝8時に臨時の集会を持ちまして、子どもたちが動揺しているようですので、校長先生の方からいらぬ噂とかしないように、それから、もし不安なことがあったら、先生に話すようにという集会を持ちました。

委員会としても、昨日の例大祭はかなりの小・中学生が集まっていた、そして目撃者も大変、多いようですので、カウンセラーを派遣して、こころのケアに努めていきたいと思っています。

今後ですが、今日、午後4時から町の臨時校長会を開きまして、その事故の経緯、そして、校長先生方には生命、安全第一、それから祭りに対しての参加の心構え、そして交通事故の防止と指示を出していきたいと思っています。

以上が事故の概要であります。いずれにしても、事故に遭った生徒の一日も早い回復を願っております。

以上で報告とさせていただきます。

○委員長（工藤正孝君）　ありがとうございました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。去る、8月25日に本委員会に付託されました平成28年度の南部町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員各位におかれましては、2日間にわたりまして終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め代表監査委員、各担当課長の皆様には審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日をもって本委員会の日程は、全部終了したわけでございますが、その間、不慣れな私に対しまして、お与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対し感謝いたしますとともに、ご迷惑をお掛けいたしましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げ、簡単ではございますが、お礼のあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

（午後1時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長

工 藤 正 孝